

# 田辺市新庁舎整備基本計画

～人と地域を大切にする未来に“つなぐ”みんなの庁舎～



和歌山県田辺市



## 目次

**第1章 基本計画について**

1-1 基本計画策定の目的	P1
1-2 基本計画策定までの経過	P2
1-3 基本計画策定の流れ	P7

**第2章 新庁舎整備に係る検討課題の整理**

2-1 現庁舎の概況	P10
2-2 現庁舎が抱える主な課題	P16
2-3 市民ワークショップ等のまとめ	P19
2-4 新庁舎整備計画地の現況等	P25
2-5 上位関連計画の整理	P31

**第3章 新庁舎整備とまちづくり**

3-1 防災	P32
3-2 中心市街地	P35

**第4章 新庁舎整備の基本理念・基本方針**

4-1 田辺市にふさわしい新庁舎としての基本理念	P38
4-2 基本理念に基づく新庁舎整備の基本方針	P38

**第5章 新庁舎整備の基本的機能**

5-1 窓口機能	P40
5-2 執務機能	P42
5-3 議会機能	P45
5-4 災害対策本部機能	P47
5-5 市民利用機能	P49

**第6章 施設配置計画等**

6-1 法的条件	P51
6-2 施設配置計画	P52
6-3 周辺道路等	P53
6-4 バス路線	P55

**第7章 施設計画**

7-1 庁舎規模	P57
7-2 駐車台数・駐輪台数	P59
7-3 構造	P60
7-4 設備	P62
7-5 ユニバーサルデザイン等	P62
7-6 セキュリティ・プライバシー	P63
7-7 環境負荷低減	P64
7-8 紀州材の利用	P65
7-9 敷地特性への対応方針	P66
7-10 コスト縮減	P66

**第8章 事業計画**

8-1 事業手法	P67
8-2 概算事業費	P69
8-3 事業スケジュール	P69

## 第1章 基本計画について

### 1-1 基本計画策定の目的

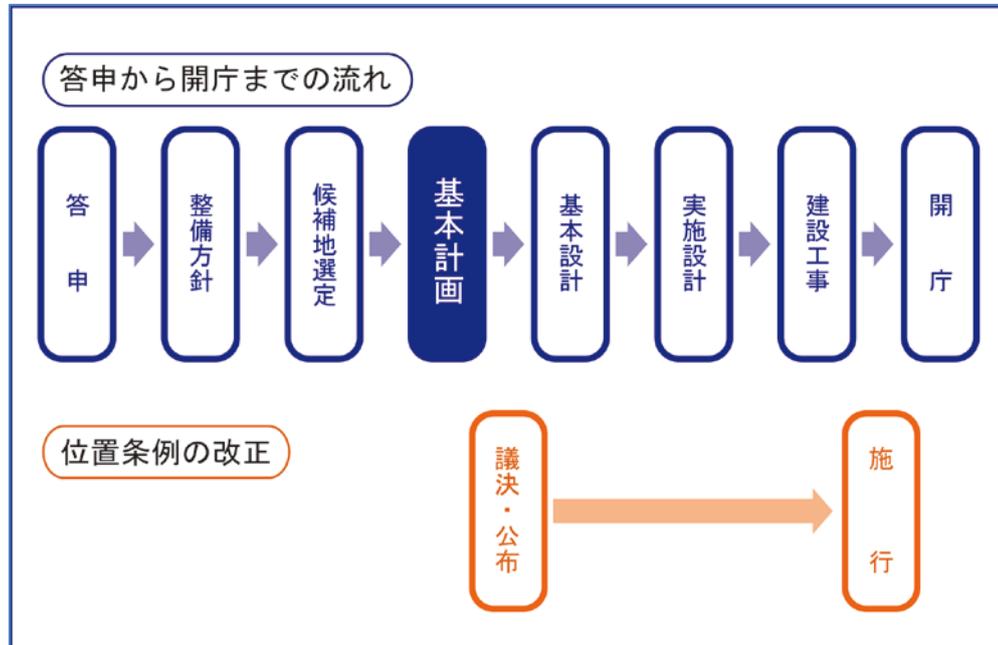
現在の田辺市庁舎(行政局庁舎等を除く。)は、市役所本庁舎(周辺施設を含む。以下「本庁舎」という。)及び市民総合センター(以下これらを「両庁舎」という。)の2か所に分散している。

両庁舎とも築48年を超え、現在の耐震基準を満たしておらず、また、M9.1規模の南海トラフ巨大地震を想定した津波により、3～5m程度の浸水被害が予測されている。

このことから、行政機能の安全性の確保に関する庁内における検討を経て、諮問機関である「田辺市庁舎整備方針検討委員会」の答申を踏まえ、平成28年9月、「津波・洪水の想定浸水域外で、かつ、中心市街地から近い場所に、両庁舎の機能を統合した新庁舎を、早期に整備する」との庁舎整備方針を決定した。

この庁舎整備方針に基づき、新庁舎の候補地選定調査を行い、平成29年3月、東山を最適地とする調査結果を公表し、土地所有者と鋭意交渉を進め、同年8月に田辺市新庁舎整備に係る基本協定書を締結するに至った。

この基本計画は、東山を整備計画地として、田辺市にふさわしい庁舎コンセプト(基本概念)を定め、備えるべき機能等について、市民の意見を踏まえて整理し、基本設計の条件となる庁舎の規模、配置、土地利用、事業計画等を取りまとめたものである。



## 1-2 基本計画策定までの経過

基本計画策定に至る主な経過を以下に示す。

平成18年 9月	現本庁舎耐震診断
平成19年10月	市民総合センター耐震診断
平成20年 3月	田辺市耐震改修促進計画 策定
平成23年 3月	(東日本大震災)
6月	行政機能課題検討部会 設置
8月	行政機能課題検討部会 第1次中間報告
9月	(紀伊半島大水害)
平成24年 3月	田辺市庁舎整備基金条例 可決 (平成24年度から毎年度2億円ずつ積立て)
8月	(内閣府 南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定 公表)
11月	行政機能課題検討部会 第2次中間報告
平成25年 3月	(和歌山県 内閣府モデルに基づく南海トラフ巨大地震の津波浸水被害想定等 公表)
平成26年 3月	県の新想定に基づく津波ハザードマップ 作成
平成27年 2月	田辺市耐震改修促進計画 改訂
平成28年 1月	田辺市庁舎整備方針検討委員会 設置
平成28年 8月	田辺市庁舎整備方針検討委員会 答申
平成28年 9月	庁舎整備方針 決定
平成29年 3月	田辺市新庁舎候補地選定調査結果 公表
平成29年 8月	田辺市新庁舎整備事業に係る基本協定書 締結

## ① 田辺市庁舎整備方針検討委員会答申（平成28年8月）

平成28年1月、市内の各種団体の長等、学識経験者及び公募委員で組織する20人の委員からなる諮問機関「田辺市庁舎整備方針検討委員会」(委員長:牧紀男 京都大学 防災研究所 教授)を設置し、「耐震改修」、「現地建替え」、「移転新築」について、市民アンケートの結果や、客観的な調査資料、また、学識経験者の見解など、幅広い観点から検討がなされ、7回の会議を経て、次の答申が出された。

平成28年8月10日

田辺市長 真 砂 充 敏 様

田辺市庁舎整備方針検討委員会

委員長 牧 紀 男

## 田辺市庁舎の整備方針について（答申）

田辺市庁舎整備方針検討委員会は、田辺市庁舎整備方針検討委員会条例第2条の規定により、市役所本庁舎及び市民総合センターの今後の整備方針について検討を行いました。本年1月20日から7回の会議を重ね、調査資料や市民アンケート結果等を踏まえて検討した結果、次のとおり意見をまとめ、委員会の総意として答申します。

市におかれては、本答申を尊重され、庁舎整備に当たられることを、委員一同、切に期待するところです。

## 記

## 1 答申

市役所本庁舎と市民総合センターの整備方針の検討結果について、津波・洪水の想定浸水域外で、かつ、中心市街地から近い場所に、両庁舎機能を統合した新庁舎を、早期に整備することを結論とします。

また、庁舎移転後の利活用について、新庁舎の整備と並行して検討する必要があるとの意見もありましたので、これを付記します。

## 2 庁舎整備案についての検討事項について

庁舎整備の各案、耐震改修・現地建替え・移転新築について検討した結果は、次のとおりです。

### (1) 市民の安全安心を支える拠点について

両庁舎は、耐震性が不十分であり、耐震改修や建替えが必要である上、津波等の想定浸水域にあり、被災時の災害対策に支障が出るおそれがあること、さらに、市民アンケートでも災害対策機能を重視する回答が最も多かったことから、津波等の想定浸水域外に移転新築することが適切であり、来るべき南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えとして、早期に整備することが望まれます。

### (2) 市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点について

両庁舎は、駅、商店街、銀行などの都市機能が集まる中心市街地にあり、そこから遠く移転することで中心市街地の機能の低下が懸念されることから、庁舎としての立地の適正さ、都市機能の集積度を考慮し、中心市街地の近くに整備することが適切と考えます。

### (3) 市民が利用しやすい行政拠点について

現在の庁舎は、2か所に分散し、かつ、手狭であることから、利用する市民や日常業務を行う職員にとって非効率となっているため、市役所本庁舎と市民総合センターの庁舎機能を統合することが適切と考えます。

また、広大な面積を有する本市にあって、庁舎への車での来庁のしやすさを重視する回答が多かった市民アンケート結果から、幹線道路との接続について考慮した立地が望ましく、また、公共交通についても配慮することが適切と考えます。

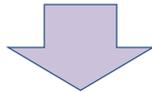
### (4) その他

庁舎移転後の利活用については、津波からの避難場所や中心市街地の活性化など、庁舎整備と並行して検討を進めることが適切と考えます。

② 新庁舎候補地選定調査

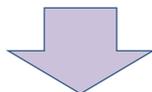
平成28年9月15日、庁舎整備方針検討委員会の答申及び庁内での検討経過を踏まえ、「津波・洪水の想定浸水域外で、かつ、中心市街地から近い場所に、両庁舎の機能を統合した新庁舎を、早期に整備する」との庁舎整備方針を決定し、以下の流れに基づき、新庁舎の建設候補地の選定を行った。

(1) 抽出要件の整理



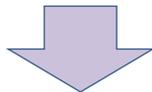
候補地抽出のための3要件	
要件1	必要な敷地面積を確保できること。
要件2	津波・洪水の想定浸水域外であること。
要件3	中心市街地から近い場所であること。

(2) 候補地の抽出



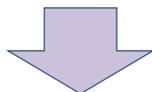
3か所の候補地を抽出	
候補地A	愛宕(あたご)山
候補地B	宝来町
候補地C	東山

(3) 各候補地の特性の整理と整備計画案の検討



整備計画案の策定条件 以下を満たす整備を行う	
策定条件1	2本以上の進入道路の確保
策定条件2	アクセス道路の幅員の確保
策定条件3	土砂災害等への対策

(4) 評価項目の設定

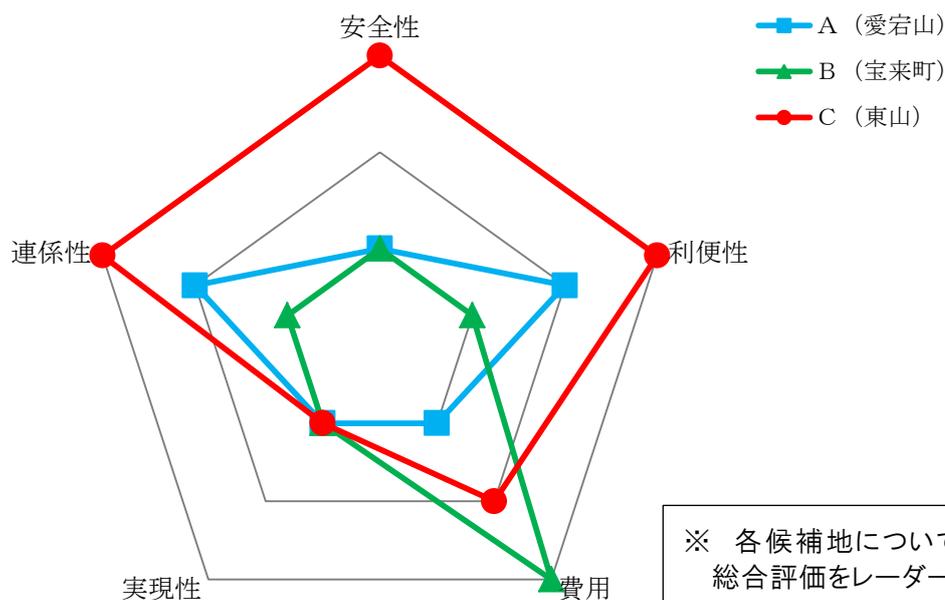


5本柱	評価項目
1 安全性	1-1 敷地との接道数
	1-2 土砂災害等
2 連係性	中心市街地との連係性
3 利便性	3-1 徒歩
	3-2 路線バス
4 実現性	4-1 用地取得
	4-2 事業期間
	4-3 その他の課題
5 費用	総事業費

## (5) 候補地の選定

5本柱	5本柱ごとの評価
1 安全性	道路アクセスの多様性が既に確保され、新庁舎が孤立する危険性が少ないこと、周辺においても土砂災害危険箇所等がないことから、候補地Cの「安全性」が最も高い。
2 連係性	湊交差点から、都市計画道路元町新庄線により一直線につながっており、車での移動距離は最も近く、候補地Cの「連係性」が最も高い。
3 利便性	駅や湊交差点からほぼ一直線に歩けること、市内各方面への路線バスが5路線通っており、かつ、1日の運行本数も48本あることから、候補地Cの「利便性」が最も高い。
4 実現性	各候補地とも、それぞれに課題を有しており、実現性の差は低い。
5 費用	造成工事費、用地費、市道拡幅工事費及び建築工事費を総合し、候補地Bの「費用」が最も低くなっている。

地方自治法第4条第2項「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」との規定を踏まえ、総合的な評価をすると、「安全性」「連係性」「利便性」の観点から、新庁舎の建設候補地として最も優位性が高いのは、候補地Cである。

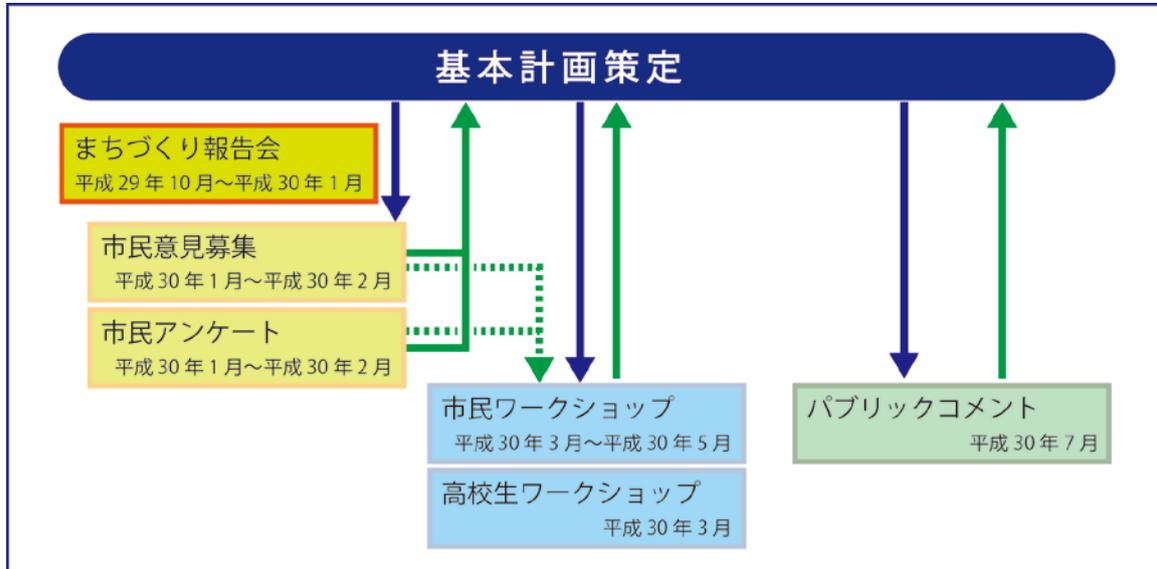


※ 各候補地について、5本柱の総合評価をレーダーチャートにしたものが左図である。  
それぞれの評価に応じて、◎は外側、○が中間、△は内側に配している。

### 1-3 基本計画策定の流れ

#### ① 基本計画策定の流れ

基本計画に市民の考えを反映させるために、市民意見募集、市民アンケート、市民ワークショップ、高校生ワークショップ、パブリックコメントを実施した。



#### ② 市民意見募集

現本庁舎、市民総合センター及び4行政局に意見募集箱を設置し、その他郵送、FAX、市のホームページの専用フォームから幅広く市民の意見を聴取した。

実施期間：平成30年1月4日～平成30年2月16日

意見総数：115件



#### ③ 市民アンケート

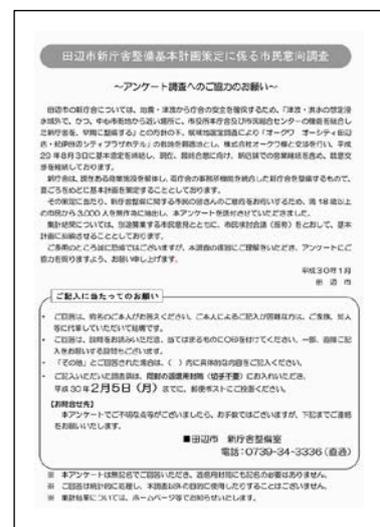
上記市民意見募集と並行して、市民の意向を把握するため、市民アンケートを実施した。

調査期間：平成30年1月～2月

対象者：3,000人(満18歳以上、無作為抽出)

内容：質問形式及び自由意見記入方式(全14項目)

回収数：1,218件(回収率40.6%)



## ④ 市民ワークショップ

どのような庁舎を整備していくかについて、4グループに分かれて意見やアイデアを出し合った。

参加者：30人(団体推薦17人、一般公募13人)

開催期間：平成30年3月～5月(計4回開催)

## 【各回開催概要】

## ○第1回市民ワークショップ 3月17日(土) 場所:現本庁舎3階第1会議室

テーマ：現在の市庁舎の良いところ、悪いところ、新しい庁舎への期待をまとめよう

- プログラム
- i) 現本庁舎見学
  - ii) 現庁舎の良いところ、悪いところ
  - iii) 新しい庁舎への期待

## ○第2回市民ワークショップ 4月7日(土) 場所:現本庁舎3階第1会議室

テーマ：市民が利用しやすい庁舎について考えてみよう

- プログラム
- i) 市民の意見(市民意見募集・市民アンケートの結果)について報告
  - ii) 市民が利用しやすい窓口や案内
  - iii) 誰もが使いやすい庁舎の工夫

## ○第3回市民ワークショップ 4月28日(土) 場所:市民総合センター2階交流ホール

テーマ：「市民参加による田辺のまちづくり拠点」として新庁舎に整備することが望ましい機能やスペースについて考えてみよう

- プログラム
- i) 市民総合センターについて
    - i-1 市民総合センターのイメージ
    - i-2 今後の活用方法
  - ii) 田辺市の「まちづくり」を進めるために必要なこと
  - iii) 新庁舎を整備するに当たり「まちづくり」のために新庁舎に必要な機能

## ○第4回市民ワークショップ 5月19日(土) 場所:現本庁舎3階第1会議室

テーマ：田辺らしい新庁舎について考えてみよう

- プログラム
- i) 印象に残っている意見は何ですか？
  - ii) 前回作業「新庁舎に対する施設要望」について総括してみよう
  - iii) 新庁舎整備で「大切にしたいこと」「大切にしたい思い」について表現してみよう
  - iv) 「田辺らしい新庁舎とは！」について考えよう



## ⑤ 高校生ワークショップ

高校生の目線でどのような庁舎を整備していくかについて、2グループに分かれて、意見やアイデアを出し合った。

参加者：10人(市内の高校5校から男女各1人)

### 【開催概要】

○高校生ワークショップ 3月26日(月) 場所:現本庁舎3階第1会議室

テーマ：現在の市庁舎の良いところ、悪いところ、新しい庁舎への期待、求められる機能やアイデアをまとめよう

- プログラム
- i) 現本庁舎の見学
  - ii) 現庁舎の良いところ、悪いところ
  - iii) 新しい庁舎への期待
  - iv) 求められる機能やアイデア



## ⑥ パブリックコメント

基本計画の素案を公表し、広く意見を求める。

実施期間：平成30年7月2日～平成30年7月31日

意見総数：70件

## 第2章 新庁舎整備に係る検討課題の整理

### 2-1 現庁舎の概況

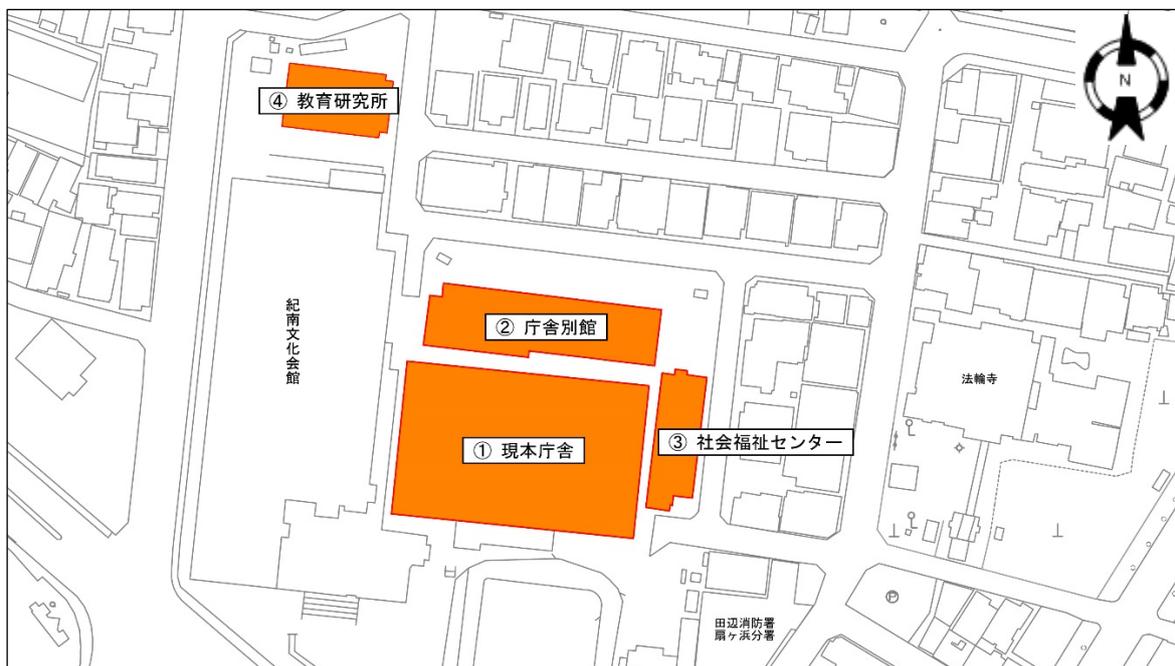
新庁舎に機能移転を予定している部署が配置されている現在の施設について概況を示す。

#### 【本庁舎】

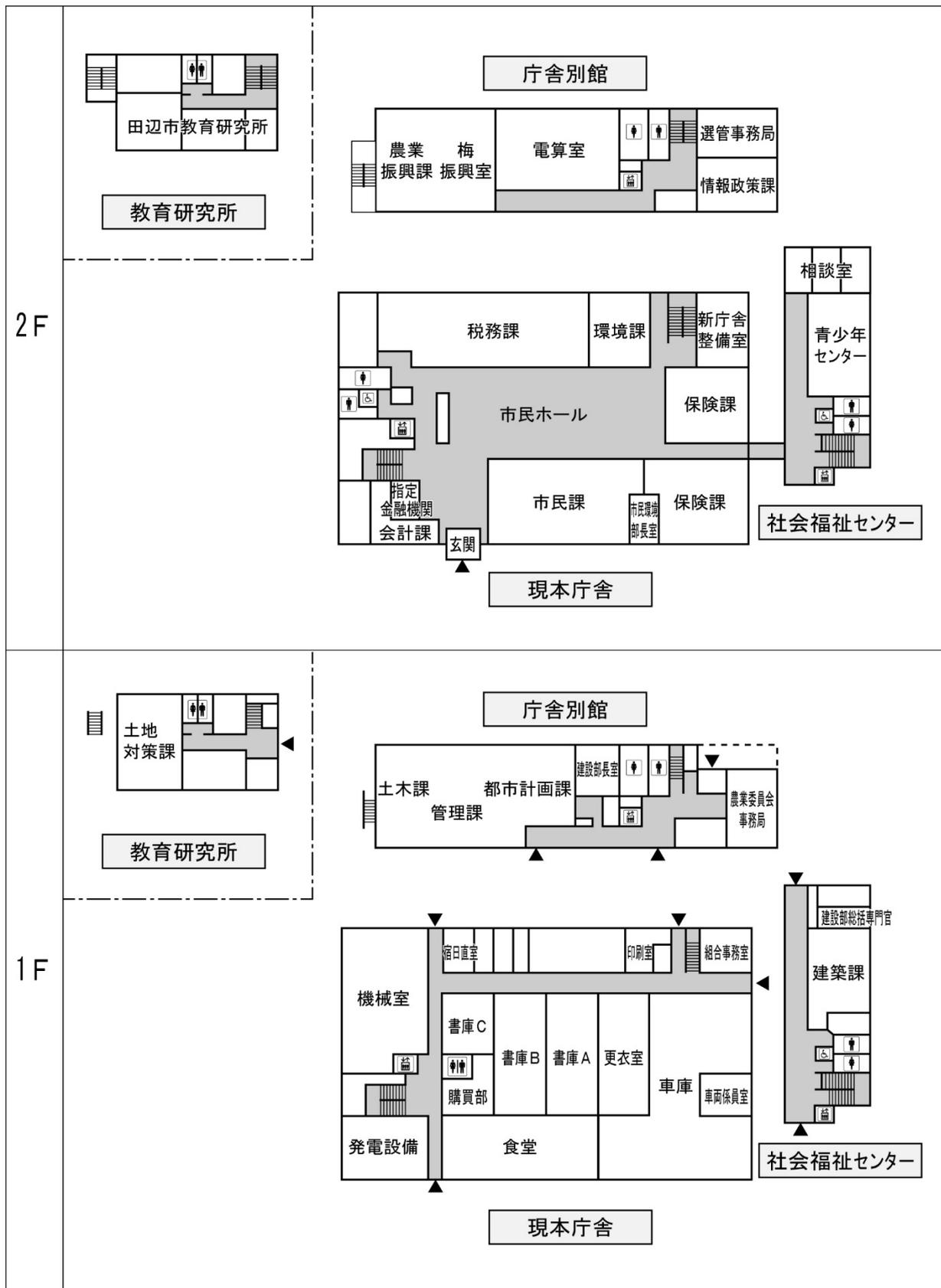
	①現本庁舎	②庁舎別館	③社会福祉センター	④教育研究所
所在地	新屋敷町1番地	中屋敷町 24-2	中屋敷町 24-49	中屋敷町 24-45
建築年	S 45 年(1970)	S63 年(1988)	S58 年(1983)	S54 年(1979)
築年数	48 年	30 年	35 年	39 年
耐震性	無	有	有	無
敷地面積	15,106 m <sup>2</sup>		514 m <sup>2</sup>	811 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	5階建て	4階建て	4階建て	3階建て
建築面積	2,489 m <sup>2</sup>	694 m <sup>2</sup>	295 m <sup>2</sup>	293 m <sup>2</sup>
現有 延べ面積	6,427 m <sup>2</sup>	2,046 m <sup>2</sup>	877 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>
	計 10,070 m <sup>2</sup>			
上記のうち 庁舎用途面積※	6,427 m <sup>2</sup>	2,046 m <sup>2</sup>	637 m <sup>2</sup>	480 m <sup>2</sup>
	計 9,590 m <sup>2</sup>			

※ 庁舎用途面積：庁舎の用途として現在利用している面積を示す。

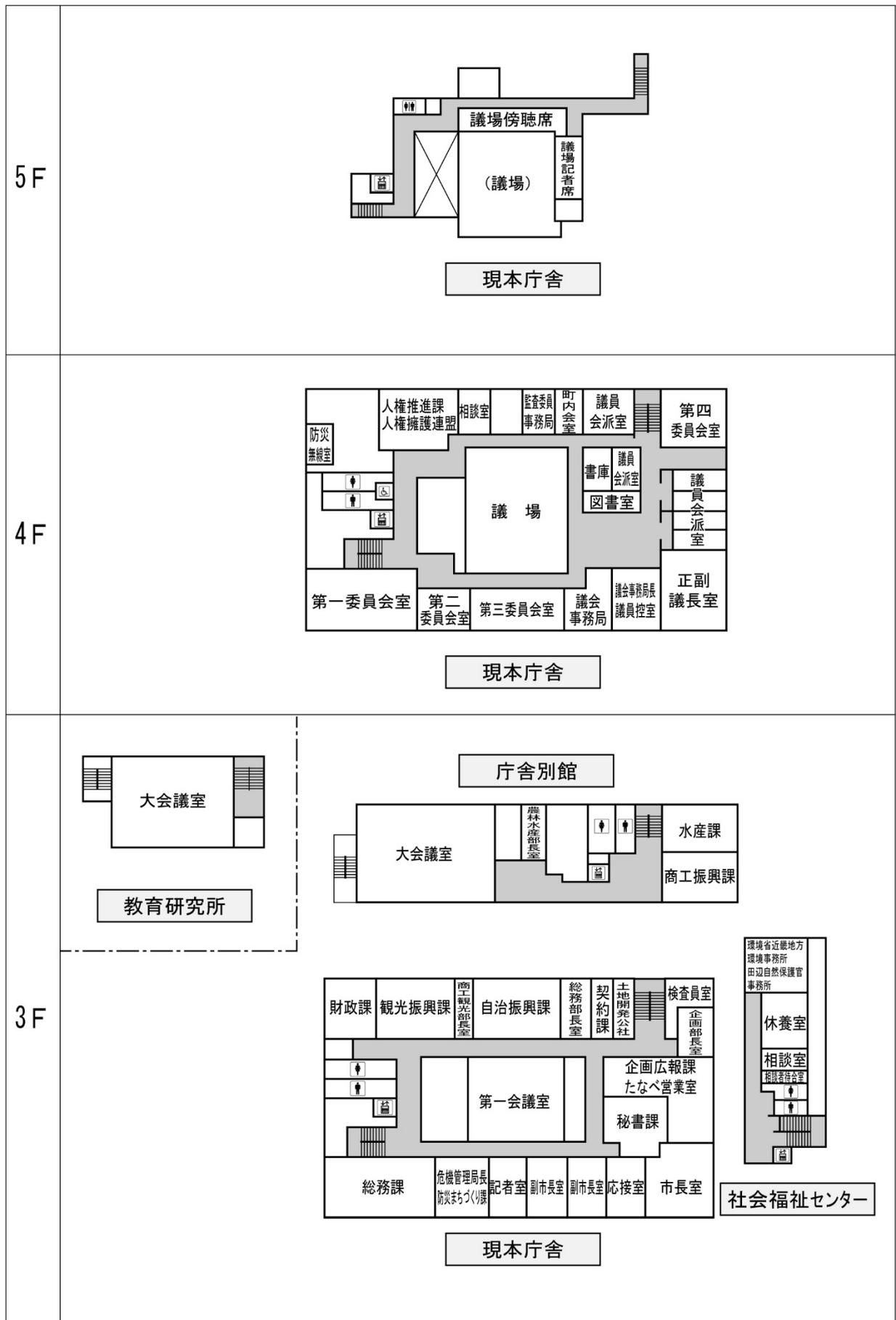
#### 【本庁舎配置図】



【本庁舎 1・2F 平面図】



【本庁舎 3・4・5F 平面図】



【市民総合センター】

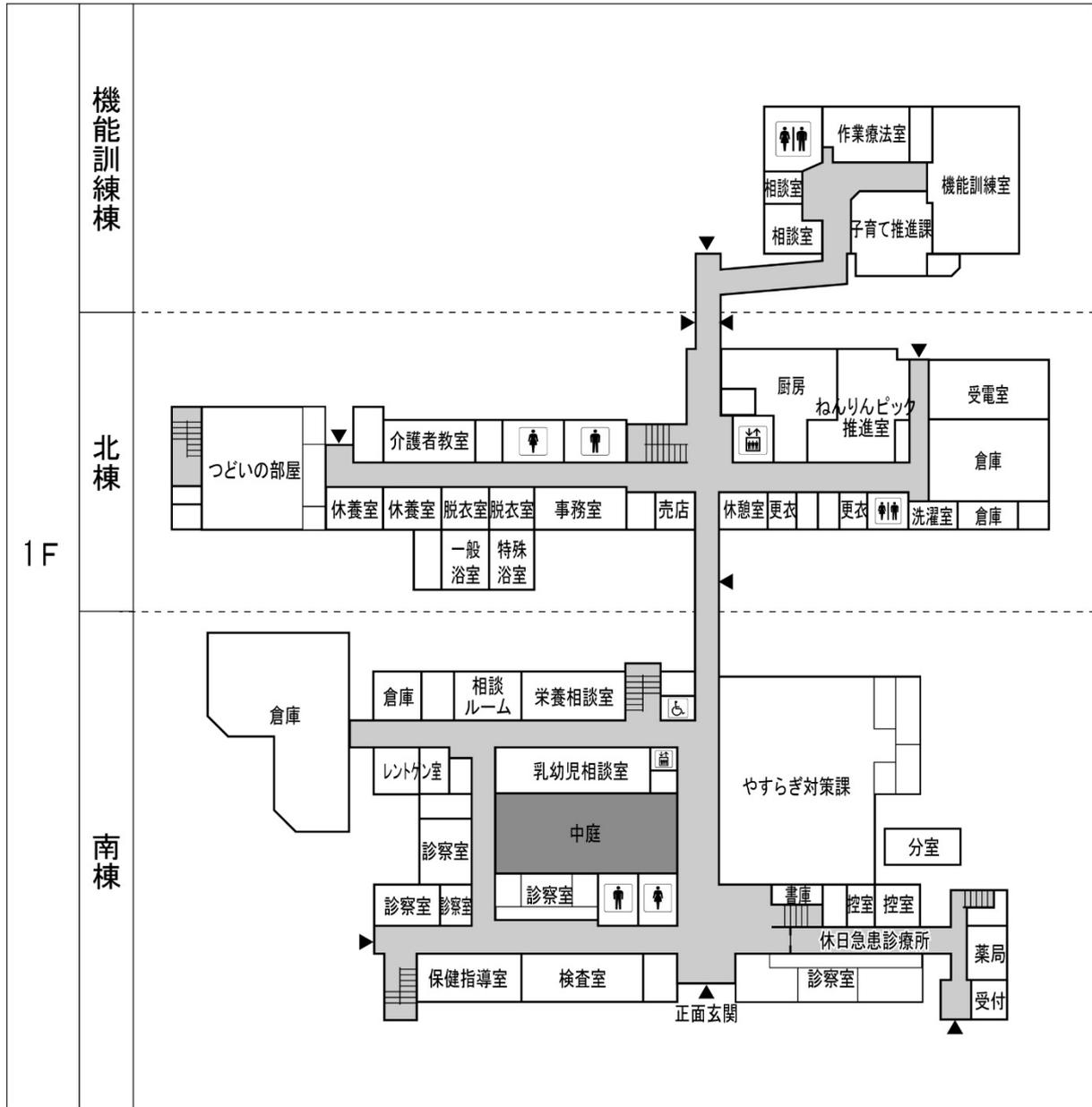
	⑤-1 北棟 (機能訓練棟含む)	⑤-2 南棟
所在地	高雄一丁目 23 番 1 号	
建築年	S45 年(1970)	S47 年(1972)
築年数	48 年	46 年
耐震性	無	無
敷地面積	14,859 m <sup>2</sup>	
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	4階建て	2階建て
建築面積	1,662 m <sup>2</sup>	1,890 m <sup>2</sup>
現有 延べ面積	4,344 m <sup>2</sup>	3,230 m <sup>2</sup>
	計 7,574 m <sup>2</sup>	
上記のうち 庁舎用途面積※	6,092 m <sup>2</sup>	

※ 庁舎用途面積: 庁舎の用途として現在利用している面積を示す。

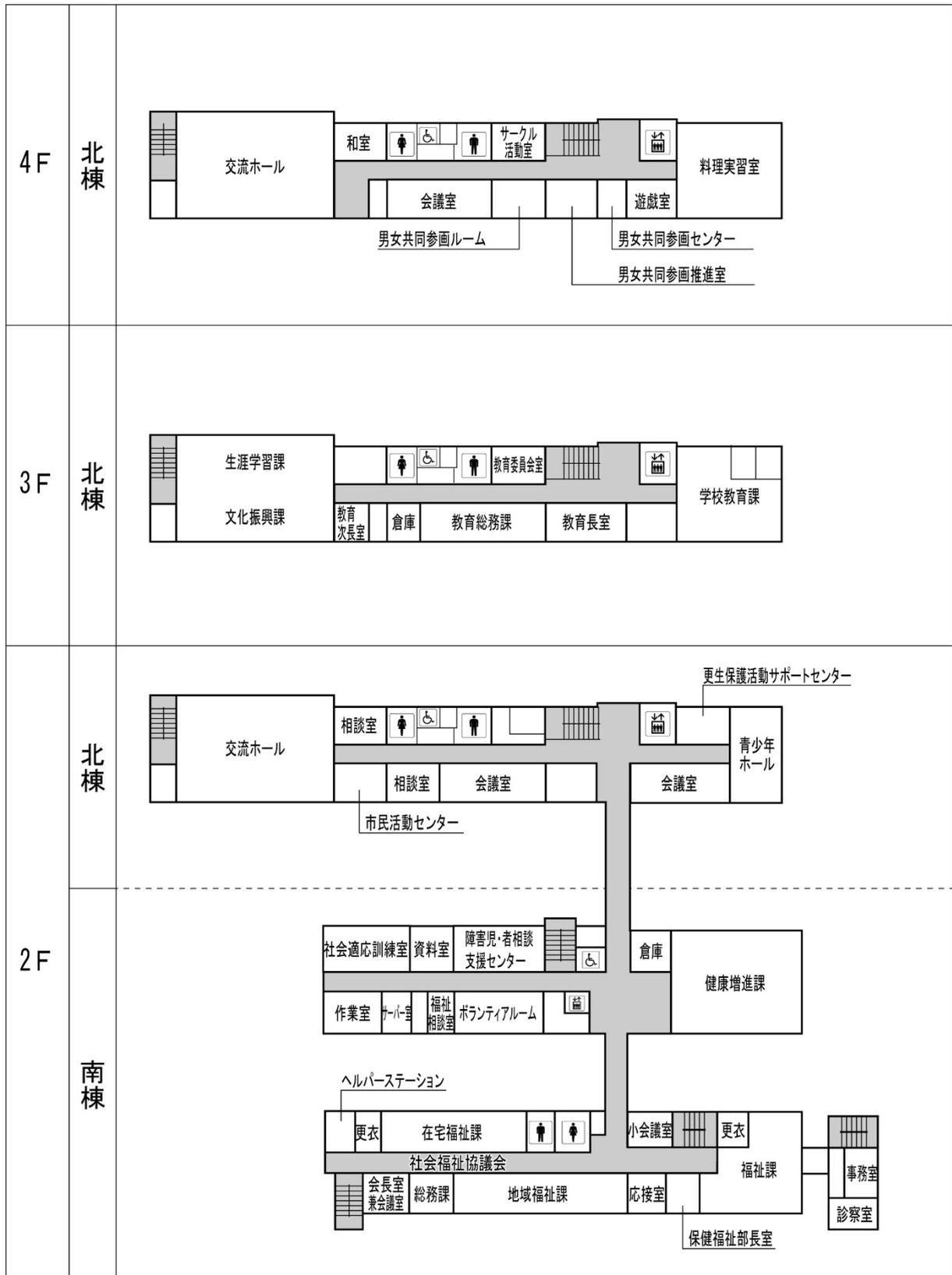
【市民総合センター配置図】



【市民総合センター 1F 平面図】



【市民総合センター 2・3・4F 平面図】



## 2-2 現庁舎が抱える主な課題

### ① 田辺市庁舎整備方針調査において整理した課題

#### (1) 建築物としての安全性確保

平成18年度及び平成19年度に実施した両庁舎の耐震診断結果では、両庁舎の建物自体の耐震性能不足を指摘されており、想定されている大地震の時は庁舎も被害が想定されるため、災害時における市民の安全を確保するための災害対策機能を十分に果たせない可能性が高い。

#### (2) 立地の安全性確保

現在の両庁舎は巨大地震時には約4.0m前後の浸水深が想定されているほか、市民総合センターでは50年に一度の大雨時には1.0m未満の洪水被害も予測されており、これらの災害に対してぜい弱な庁舎となっている。

#### (3) 立地環境（活性化の中核的機能）の継続

両庁舎の現在位置は、田辺市中心市街地活性化基本計画区域に含まれ、地域の活性化に寄与する中核的施設であることを考慮し、本区域外において新庁舎を整備する場合は、跡地利用についても市街地の活性化等に資するよう、検討する必要がある。

#### (4) 市民サービス機能の向上

##### 1) 両庁舎の分散状況の解消

現在の庁舎等は、大きくは本庁舎と市民総合センターに分散しており、利用する市民や日常業務を行う職員にとっても非効率的なものとなっているため、庁舎機能の統合化が求められる。

##### 2) 庁舎の狭あい化への対応

###### ア) セキュリティ機能の向上

近年の行政には多様な個人情報が集まるようになっており、個人情報保護や行政文書管理及び防犯上の観点から、高いセキュリティ機能を有した庁舎とすることが必要になっているため、庁舎等の狭あい状況を改善し、新しい設備・システムの導入を図ることなどが求められている。

###### イ) 利用者のプライバシー確保

現在の市民の相談対応については、オープンな状態のカウンターで受付・相談を行っているため、相談者のプライバシーが十分確保できていない状態であり、プライバシーに配慮した機能が求められる。



### 3) 駐車場不足

紀南文化会館において平日昼間に大規模なイベントがある場合や、市民総合センターにおいて健診や規模の大きい会議がある場合、各庁舎の駐車場は満車状態が長時間続くことがあり、車で来庁する市民の利便性の確保が不十分となっている。

### 4) バリアフリーへの対応

今後は、3人に1人が高齢者という超高齢社会へ進展することが予測される中、トイレや通路等のバリアフリーなど最小限の改修は行っているものの、高齢者や障害者の方が利用しやすい庁舎とはなっていないため、ユニバーサルデザインの視点に基づき、全ての人が利用しやすい庁舎整備を図る必要がある。



### 5) 環境への配慮

地球温暖化による気候変動などを踏まえ、エネルギーコストの低減や省エネルギーの実現など環境への負荷を低減することが求められる中、新たな設備対応を考慮することが必要である。

### (5) 財政規模縮小への対応

少子高齢社会の到来と合わせて生産年齢人口が減少することも推計されており、将来的な税収減によって市民サービスの低下を招くことが推測されることから、庁舎等の公共建築物は施設の長寿命化を推進するなどライフサイクルコスト等も考慮することが必要である。

## ② 執務環境調査において確認した課題

### (1) 文書等の保管

現在、行政文書は、現本庁舎、市民総合センター、水道事業所、行政局（龍神、中辺路、大塔及び本宮）、用途廃止された公共施設等に分散保管している。

現本庁舎、市民総合センター（執務部分）では、既存書庫以外にも空き部屋や空きスペースを利用して保管している。



【執務室内 文書保管状況】



【書庫内 文書保管状況】

執務環境調査で行った文書量実測調査の結果、職員 1 人当たりの文書収納量は、職員数が同程度の他市と比べ多くなっている状況が確認された。

新庁舎において整備することのできる書庫スペースについては限りがあることから、新庁舎整備と並行し、文書等の保管に関する課題の原因を分析し、対応策を検討の上、新庁舎完成までに、文書等の削減、他の施設への移動、文書管理ルールの再構築・徹底を図る必要がある。

## ③ 行政機能移転後の両庁舎の利活用について

### (1) 現本庁舎跡地の活用

現本庁舎と周辺施設（庁舎別館、社会福祉センター及び教育研究所）の現有延べ面積 10,070 m<sup>2</sup>のうち、庁舎として利用している面積 9,590 m<sup>2</sup>が新庁舎に移転する予定である。

庁舎移転後の利活用については、田辺市庁舎整備方針検討委員会からの答申に、「津波からの避難場所や中心市街地の活性化など、庁舎整備と並行して検討を進めることが適切です。」との附帯意見が盛り込まれており、その活用方法を検討する必要がある。

### (2) 市民総合センターの再整備

市民総合センターの現有延べ面積 7,574 m<sup>2</sup>のうち、庁舎として利用している面積 6,092 m<sup>2</sup>が新庁舎に移転する予定である。一方、交流ホールなどの貸館機能、社会福祉協議会、休日急患診療所などは、新庁舎には移転しない予定である。

このため、市民総合センターについては、田辺市公共施設等総合管理計画の基本的な方針の通り、新庁舎への行政機能移転後の有効活用の方策について検討する必要がある。

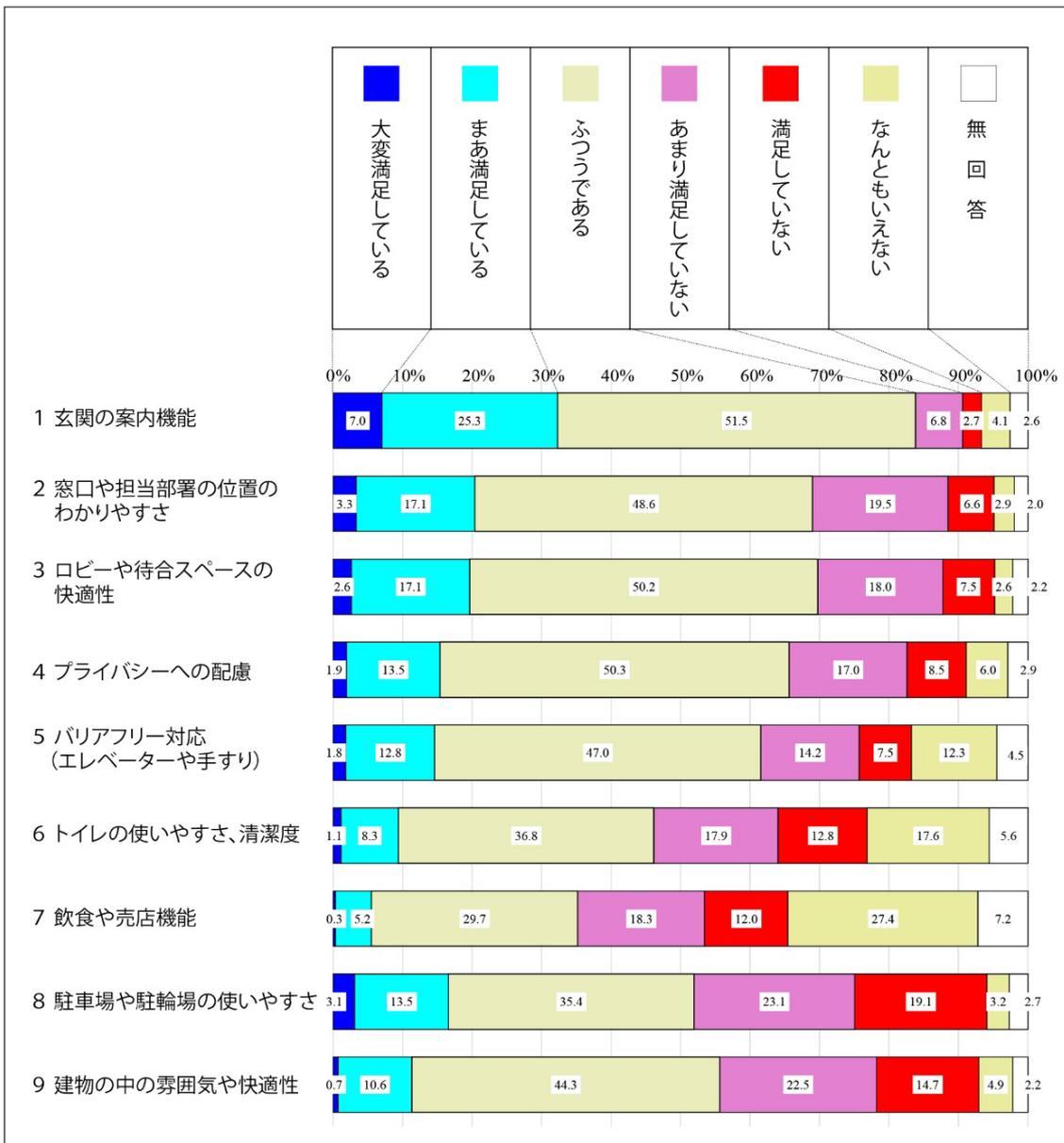
### 2-3 市民ワークショップ等のまとめ

#### ① 市民アンケート結果（抜粋）

##### (1) 現在の本庁舎に対してどのようにお考えですか

「玄関の案内機能」は“大変満足している”と“まあ満足している”を合わせた割合が、“あまり満足していない”と“満足していない”を合わせた割合を上回っている。

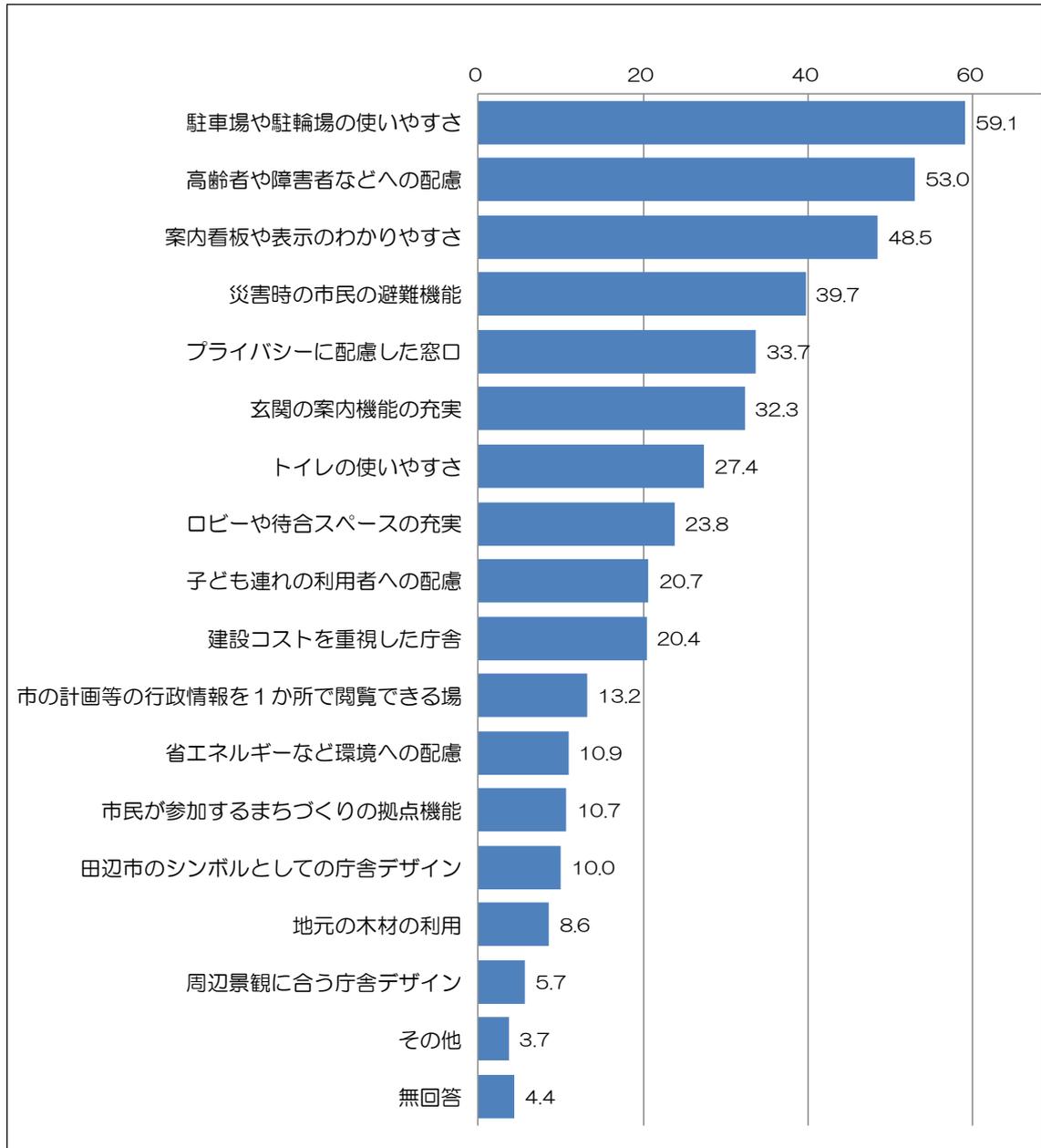
一方で、不満の割合が高いのは「駐車場や駐輪場の使いやすさ」、「建物の中の雰囲気や快適性」となっている。



## (2) 新しい田辺市庁舎にとって何が重要だとお考えですか

「駐車場、駐輪場」、「高齢者や障害者への配慮」が重要と考える人が5割を超える。

「案内機能」が重要と考える人も5割近くとなっている。



## ② 市民意見募集等の代表的な意見

市民意見募集及び市民アンケートの自由意見で寄せられた代表的な意見は、次のとおりである。

### (1) 物販店舗についての意見

- ・ オークワは、ぜひ入ってほしい。無理なら他店でも良い。
- ・ スーパーだけでなく、100円ショップ、本屋、文具コーナーなど子供、学生、保護者、高齢者まで気軽に行きやすいようにしてほしい。
- ・ コンビニは必須

### (2) 飲食店舗についての意見

- ・ 食堂レストラン、カフェを展望ロビーに併設してほしい。
- ・ カフェやランチが食べられるところを作るべき。
- ・ 民間運営の屋上ビアガーデンがあるとよい。
- ・ 民間飲食店舗を誘致し、市民が気軽に利用できるレストランを設置してほしい。(若者が入りやすいおしゃれな雰囲気)

### (3) コンベンション施設等についての意見

- ・ スポーツ合宿等を積極的に誘致しているので、ホテル機能は必要
- ・ 宿泊、パーティー会場は市内で必要。現在のホテルに代わる機能を何らかの形で継続してほしい。
- ・ 全国大会・世界大会などの誘致を考えた場合、宿泊場所・式典・パーティー等の会場としてのグレード感あるホテルは必要。それが、市役所と隣接していればなおよいのではないか。
- ・ 災害時の避難施設を想定した集会場を設置してほしい。観光客に宿泊開放すれば交流施設としても期待できる。運営は民間ボランティア、人材育成につなげる。

### (4) 文化・市民交流施設についての意見

- ・ 高台なので、屋上緑化をして市民が集えるようにするとよい。(花火大会の日の市民開放など、イベント開催に利用してみてもどうか)
- ・ コミュニティ放送のスタジオを併設する。日常の行政情報をストレスなく積極的に情報発信できるようにするとよい。
- ・ 最上階を食堂兼展望台にしてほしい。展望台があれば高齢者が他人と接する機会が増える。
- ・ 市役所での用件が終わった後、立ち寄ってみたいような場所があるとよい。
- ・ 市民開放スペースを継続して設置してほしい。
- ・ 研修等サークル活動ができる場所、運動教室などの部屋がほしい。イベントを開催できるホールがあるとよい。
- ・ 体育館のような小学生・中学生が集まって動けるスペースがあるとよい。
- ・ 庁舎内に市民利用できるカフェや図書館、ジム、ダンスホール、文化センター等があれば利用したい。
- ・ 既存美術館が古いので、市庁舎内に移転して美術展示作品を多くの人に観覧してもらえるようにしてほしい。

### (5) その他の施設についての意見

- ・ 土日小さい子供が遊べる場所がほしい。
- ・ 薬局等の併設があるとよい。働き方改革につながる。
- ・ 税務署を市庁舎内へ移転できないか。
- ・ 金融機関を併設してほしい。ATMでも良い。
- ・ バス停を整備してほしい。
- ・ ユニバーサルデザインに対応してほしい。
- ・ おむつ交換、授乳設備、キッズコーナー等を整備してほしい。

## ③ 高校生ワークショップで出された意見

## ○グループ別の期待する庁舎

『全国に知られて誰でも歓迎する庁舎。田辺』  
『「とりあえず市庁舎へ」と言えるような場所に』

## ○「新しい庁舎への期待」のまとめ

やさしい	キッズルームみたいな子供が待ち時間に遊べる所を設けてほしい。 子どもを預けられるように親子で参加できるイベント 障害を持っている人にも全体的に心優しい施設にしてほしい。 段差をなくして歩きやすいように、エスカレーターの設置も
わかりやすく 便利	何ができるかをわかりやすく地下鉄みたいな大きな案内板をつくる。 パンフレットがある。タッチパネルの設置 売店を1つだけでなく1つの階に1つずつ付けてほしい。 電気自動車の充電所をつくってもよい。
身近でおしゃれなスペース ビジュアルの良い庁舎	気軽に入れる、高校生でも立ち寄れる、人と人が交流できるスペースがほしい。 (自由に使えるフリースペース、安い食堂、カフェ、コンビニ、勉強できるスペース) デザート、特産物を生かしたおいしいものがほしい。 図書館がほしい(待ち時間など時間もつぶせる)。 大きい吹抜け、白い外観、オープンな感じに、入りやすい雰囲気作り 照明をもっと明るくしてほしい。大きな窓、中に入った瞬間に明るい。 全体的にクリアな感じに。次の市役所の場所にあったデザインにしてほしい。
イメージアップ・ アピール・宣伝	<イベントの開催> ・見学ツアーのようなゲームなどを行う。 ・観光客参加型SNSイベント ・プロジェクションマッピング ・度々開催されている。 <情報の発信・PR> ・ポスター・パンフレットなどをわかりやすく。 ・女性から情報を発信していく、SNSでイベント拡散 ・ホームページに庁舎で行われるイベントを掲載 ・地元の特産物をもっとみんなの目のつく所に置いた方がよい、直売所も ・駅周辺から闘雞神社周辺を盛り上げる(まちづくりとして) ・市長さんが身近な市役所 ・田辺ブランド、紀南ブランド(白浜、南部と一緒に)をつくる。ブランドよりも知名度アップが先。情報発信をしてくれる有名人を呼ぶ。海外向けの情報発信 ・マスコットキャラクターをもっと宣伝すべき。
その他	ナチュラルな感じに。 空気がきれい。闘雞神社の桜がきれい。 「自然だけじゃない」それを市民に知ってもらうこと。 自然の観光資源(温泉、海、川、山)が全てそろっていて有効活用できるはず。 事故の防止になる構造に、駐車場から庁舎までの安全 熊野川だけでなく田辺の全ての川をモニターで見てほしい。 防災無線も聞こえやすくしてほしい。

※次世代を担う若い方々の意見として、高校生でも気軽に立ち寄れる場所になってほしいという傾向が強く、それをどのようにして発信すればいいか、柔軟で新しいご意見・アイデアが多数あった。

## ④ 市民ワークショップのまとめ

## (1) 新庁舎整備で「大切にしたいこと」「大切にしたい思い」

防災・安全	田辺で最も安全で安心な場所、耐震・倒れない、災害への万全の備え 市民安全・防災、避難専用の施設を存分に明確にして市民に知らせること。
持続性 継続性 連続性	100年もつ庁舎、100年先を見据えた強 <sup>じ</sup> 靱 <sup>ん</sup> な建築物にしてほしい。 ”紡ぐ”庁舎(地域を紡ぐ、人を紡ぐ、歴史を紡ぐ)、未来に次世代につながるような庁舎、今までの歴史や文化をつないでいきたい、伝えられる”何か”がほしい。
有効利用	専用の部屋をやめて多目的利用が出来る庁舎 ”利用できる””使い切る”効率の良い庁舎 高価な建物だからこそいろいろな用途にフレキシブルに対応できるように。 仕事のしやすさ、掃除のしやすさ
市民利用	市民が身構えずに行くことができる利用しやすい庁舎(使いやすさ、気軽さ、相談しやすさ、訪れやすさ、手続きのしやすさ、バリアフリー、キッズスペース) 市民の視点に立った庁舎づくり、おもてなし 人と人のふれあいとプライバシー 新庁舎へのアクセス時に進入道路、一方通行の緩和、道路拡幅を徹底してほしい、アクセスしやすいようにしてほしい。
福祉	障害者・高齢者・子供連れの方のことを考えてほしい(バリアフリー、キッズスペース)、日本一の子育てしやすいまち、福祉のまち、福祉の担い手 子供にも、障害者にも、高齢者にも優しいまち
田辺らしさ	市内にマッチした庁舎、まちの景観となじむような建物にしてほしい、ふるさととして心に残るように 紀州なので“木材の使用”を 田辺に暮らす人にとってシンボルとなるような存在を目指してほしい。 観光のまちとしての取組
その他	あなたが未来を作る。 今までにない(伝説になる)庁舎 きれいなだけではだめ。 田辺のプライドを見せてほしい。 田辺市の発展の最大のチャンスとなるような建設に 市がしていること、住民がしていることがわかりやすい。 自然を大切に

## (2) 「田辺らしい庁舎とは！」

- 新庁舎を市民の灯台に  
(市民の心の拠所、ランドマークとしての庁舎)
- 100年誇れる“わがらの庁舎”  
(市民が誇りをもてる 先人や次世代にも誇れる庁舎)
- TANABE～Tourisum〔観光〕、Agriculture〔農業〕、Nature〔自然〕、Anzen〔安全〕、Benri〔便利〕、Eetokoro〔ええところ〕～  
(市民が集える安心拠点、魅力を発信する庁舎)
- 庁舎の概念にとらわれない“CITY HALL”  
(執務機能と市民交流機能が時間とともに変化できる庁舎、コミュニティリビングというコンセプトの「人が集まりもてなす空間」)

**⑤ 市民アンケート・市民意見募集・高校生ワークショップ・市民ワークショップのまとめ****(1) 利便性**

- 1) 車ででの来庁者が多数あり、駐車場、周辺道路などの利便性に配慮するとともに、現庁舎のような庁舎利用者に対する料金徴収の運用を再考してほしい。
- 2) 商業施設の機能を残し、市民生活の利便性を損なわないようにしてほしい。
- 3) 本庁舎と市民総合センターとの機能統合により、窓口等行政サービスの利便性を向上してほしい。

**(2) 交流・にぎわい**

- 1) 新庁舎を市民交流の場として、親しみやすさなど雰囲気の演出や必要諸室の整備を考えてほしい。
- 2) 市民間の交流、観光を生かした交流、市民と職員との交流などの場になることを期待する。
- 3) 新庁舎の整備に当たっては、市内各施設の役割等も整理する中で、田辺市にとって必要な機能を整備してほしい。
- 4) 市民が来庁時に利用できる付加機能(物販・飲食)とともに、会議室等の一般利用を考慮すべき。(展望レストラン、カフェ、ビアガーデン、コンビニなど来庁時に併せて利用できる魅力的な施設や現ホテル機能を補完するコンベンション施設など)

**(3) 安全性**

- 1) 災害時の防災機能に期待する。
- 2) 災害時の行政活動に支障を来さないよう、建物整備とともに防災計画を検討すべき。
- 3) 周辺道路の安全性の改善を求める。

**(4) 窓口**

- 1) 来庁者に配慮した雰囲気づくり・空間とすべき。
- 2) プライバシーや個人情報に配慮をすべき。
- 3) 案内についてサインや総合案内などハードとソフトの両面から利用者目線での整備が必要

**(5) デザイン・オリジナリティ・田辺らしさ**

- 1) 市民のシンボルとなることを期待する。
- 2) 観光、歴史と文化、市町村合併、地域産業(特に紀州材)など市の特徴を生かしたものを期待する。
- 3) シンプルでコストに配慮したデザインとすべき。

## 2-4 新庁舎整備計画地の現況等

### ① 建設候補地から整備計画地へ

平成29年3月の候補地選定調査の結果を踏まえ、同年4月から、建設候補地の所有者である株式会社オークワとの交渉を開始した。

協議過程で、新庁舎整備計画地として事業を推進することについて、相互に一定の共通理解が図られたことから、同年8月3日に「田辺市新庁舎整備事業に係る基本協定書」を締結するに至った。

その後、残された課題について鋭意協議を重ね、平成30年3月26日には、「田辺市新庁舎整備事業に係る土地及び建物等の取扱いに関する確認書」を取り交わした。確認書では土地、建物補償に関する具体的な条件について確認するとともに、地域住民の暮らしの利便性を確保するため、切れ目のない営業継続に向けて、相互に協力することを確認した。



## 田辺市新庁舎整備事業に係る基本協定書

株式会社オークワ（以下「甲」という。）と田辺市（以下「乙」という。）とは、田辺市新庁舎整備事業（以下「新庁舎整備事業」という。）に関し、行政機能の安全性と市民の利便性の確保についての重要性の認識を共有し、地域の発展のため誠心誠意取り組むことについて、次のとおり基本協定を締結する。

## （事業対象）

第1条 新庁舎整備事業の対象となる土地は、オークワ オーシティ田辺店・紀伊田辺シティプラザホテルが所在する田辺市東山一丁目89番3その他関連する土地（以下「本件土地」という。）とする。

## （用地の取得等）

第2条 乙は、新庁舎整備事業の実施に当たり、本件土地上に存する建物を解体撤去するものとし、本件土地を第三者による適正な評価額に基づき甲乙協議した額により甲から取得する。

## （営業の継続）

第3条 甲は、地域住民の暮らしの利便性を確保するため、新庁舎整備事業の対象となる区域において新たな店舗による営業継続ができるように取り組むものとし、乙は、これに協力する。

## （補償の検討）

第4条 甲は、乙が本件土地を取得することにより生ずる店舗の閉店による得べかりし利益に対する補償を求めないことを前向きに検討する。

## （事業等の調整）

第5条 甲及び乙は、新庁舎整備事業の実現に向けて綿密に連絡協議を行い、新庁舎整備事業及び契約事項の細部について調整を図ることとする。

## （秘密保持）

第6条 甲及び乙は、新庁舎整備事業に関し、相互に開示され、又は知り得た重大な情報その他の事項について、第三者に開示、漏洩することのないよう細心の注意を払うとともに、新庁舎整備事業に必要な範囲を越えて使用してはならない。新庁舎整備事業が完了した後においても、また同様とする。

## （その他）

第7条 本基本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙間にて誠実に協議の上、これを決定し、又は解決することとする。

この基本協定の締結を証するため本書を2通作成し、署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月3日

甲 和歌山市中島185番地の3  
株式会社オークワ  
代表取締役社長 神吉康成

乙 田辺市新屋敷町1番地  
田辺市長 真砂充敏

## 田辺市新庁舎整備事業に係る土地及び建物等の取扱いに関する確認書

株式会社オークワ（以下「甲」という。）と田辺市（以下「乙」という。）とは、平成 29 年 8 月 3 日付けで締結した田辺市新庁舎整備事業に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、田辺市新庁舎整備事業に関し次のとおり確認する。

（土地に関する取扱い）

- 1 基本協定書第 1 条に規定する本件土地 22,579.82 m<sup>2</sup>について、基本協定書第 2 条に規定する第三者による適正な評価額は 10 億 5,220 万円とし、甲及び乙は、当該価額にて合意を形成できるように努めることを確認する。

（建物に関する取扱い）

- 2 基本協定書第 2 条に規定する本件建物の解体撤去（以下「本件解体撤去」という。）について、甲は、本件建物を甲の所有のまま、乙がその負担により実施することを確認する。

（補償等の放棄等）

- 3 基本協定書第 4 条の規定に関し、甲は、本件解体撤去が移転補償の代替であることを了承し、本件土地の譲渡及び本件解体撤去により生じる営業補償その他の逸失利益等、補償の一切を求めないこと、また、本件建物の賃借人に対する権利補償については、甲の責任と負担においてこれを実施することを確認する。

（営業の継続等）

- 4 甲は、現店舗による営業の終了について、平成 32 年 3 月をめどとするものとする。
- 5 甲及び乙は、地域住民の暮らしの利便性を確保するため、基本協定書第 3 条に基づき、甲・乙協議の上、新店舗による切れ目のない営業を継続する方向で相互に協力することを確認する。

この確認書の取り交わしを証するため本書を 2 通作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

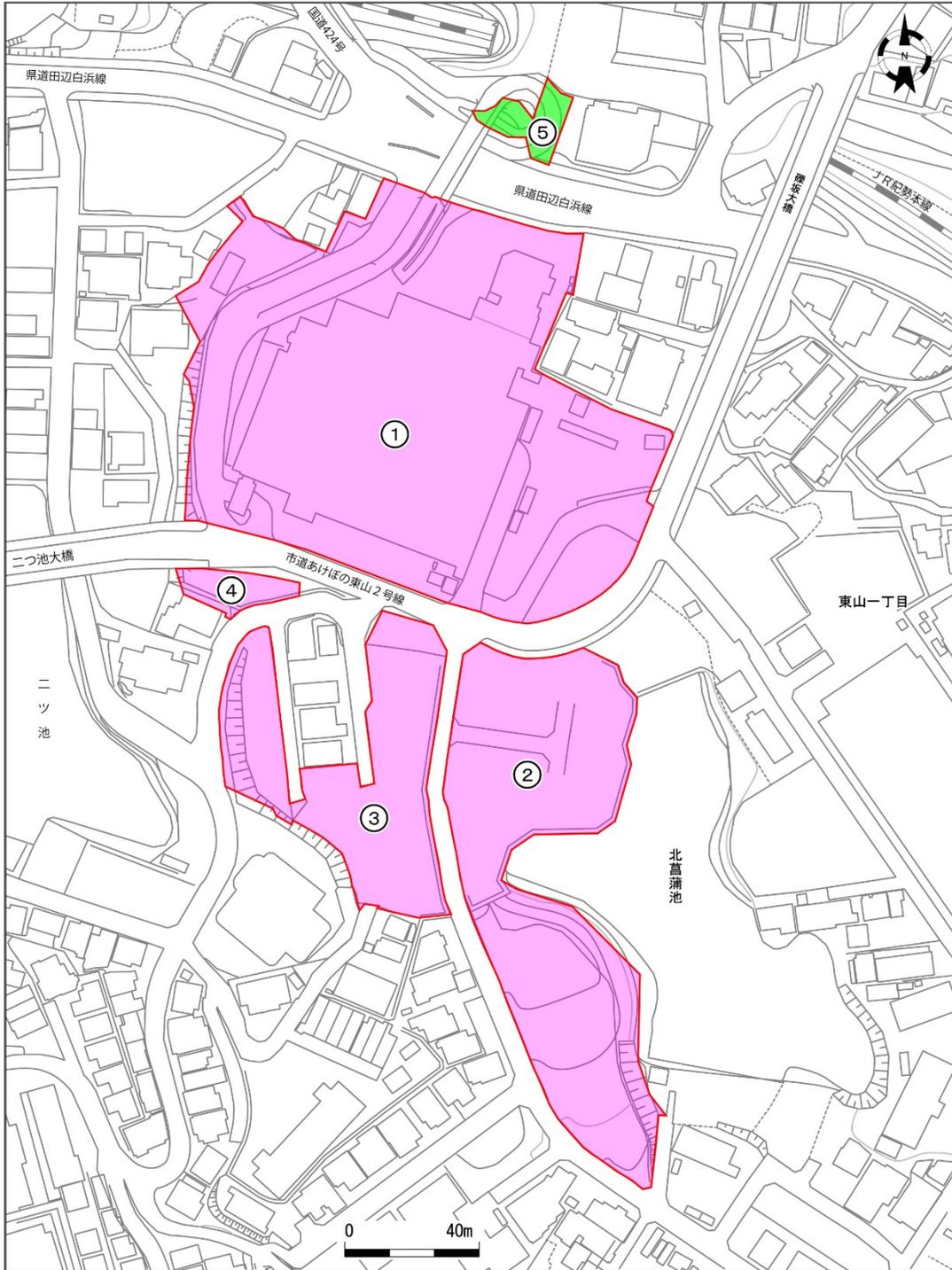
平成 30 年 3 月 26 日

甲 和歌山市中島 185 番地の 3  
株式会社オークワ  
代表取締役社長 神吉康成

乙 田辺市新屋敷町 1 番地  
田辺市長 真砂充敏

② 整備計画地の敷地

(1) 敷地の範囲



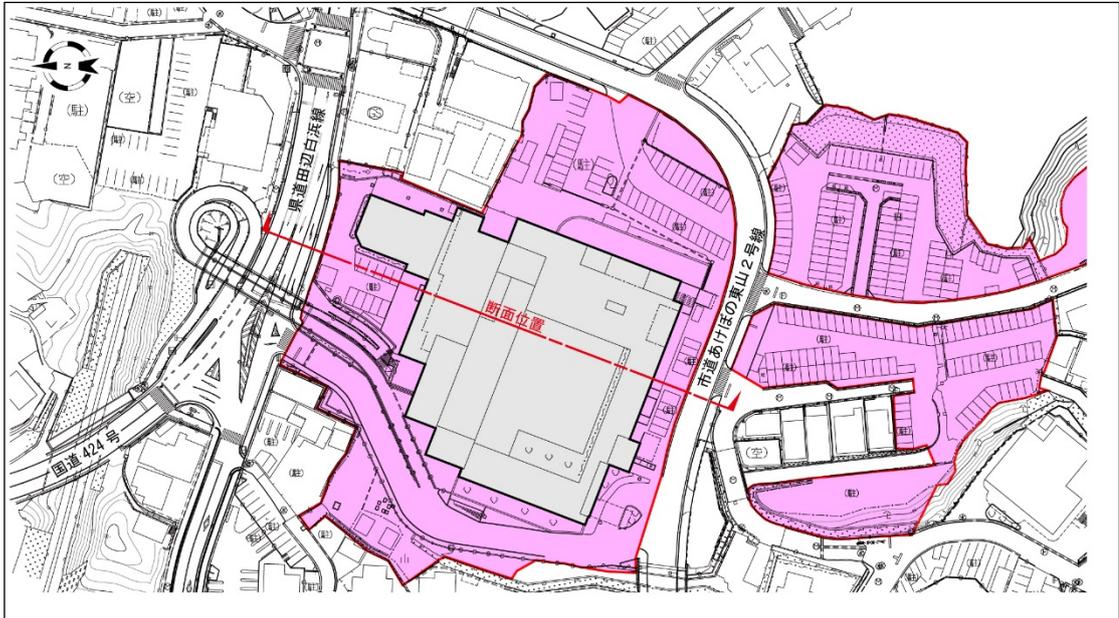
購入敷地面積		
①	13,099.06 m <sup>2</sup>	3,962.47 坪
②	5,980.95 m <sup>2</sup>	1,809.24 坪
③	3,156.21 m <sup>2</sup>	954.75 坪
④	343.60 m <sup>2</sup>	103.94 坪
計	22,579.82 m <sup>2</sup>	6,830.40 坪

※⑤については寄附による受入れとなる。

(2) 敷地の平面図・断面図

【現況平面図】

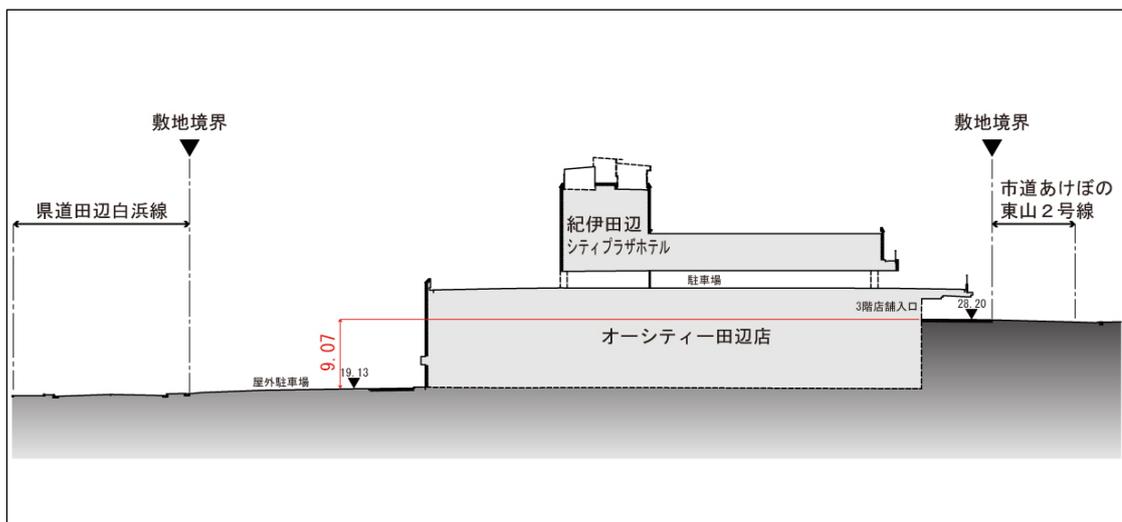
整備計画地については、市道あけぼの東山2号線で分断されていることから、歩行者が安全に移動することができる計画が必要である。



【現況断面図】

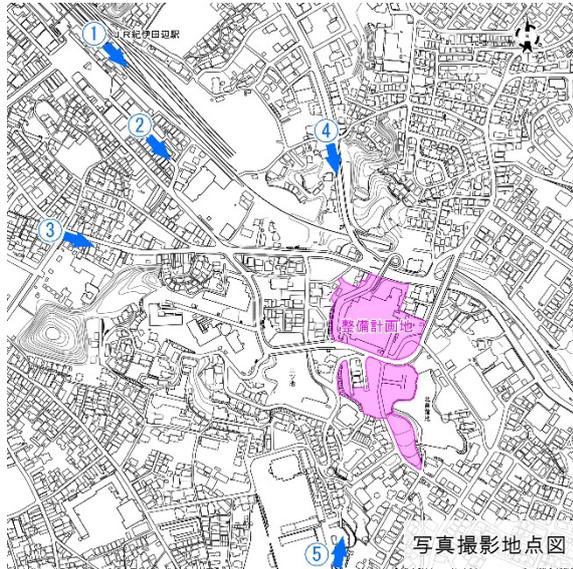
整備計画地内には9mの高低差があることから、当該敷地形状を踏まえた計画が必要である。

既存建物については、市で解体工事を行うことになるが、建物自体が擁壁代わりとなっていることから、それを踏まえた解体計画が必要である。



③ 整備計画地の景観配慮

整備計画地は、市街地の各所から見える位置にある。世界遺産に登録された闘雞神社がある田辺市にふさわしい外観となるよう配慮が必要である。



① JR紀伊田辺駅跨線橋



② 駅前なぎ刀通り



③ 県道田辺白浜線沿道の東陽周辺



④ 国道 424 号沿道



⑤ 神子浜周辺

## 2-5 上位関連計画の整理

## ① 第2次田辺市総合計画（平成29年7月）

まちづくりの基本理念	『一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり』
まちの将来像	『人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺』
まちの構成	「市街地については、まちが形成された歴史的な経過を尊重しつつ、防災にも十分に留意しながら、都市機能を高め、紀南地方の中核都市にふさわしい土地利用を図る。」
重点プロジェクト	『強 <sup>もろ</sup> 靱化プロジェクト』「市庁舎の移転整備をはじめとする行政機能の維持・強化」
政策	『防災』「災害時の活動拠点となる市庁舎について、市民の安全・安心を確保し、中心市街地の活性化に配慮しながら、そして利便性の向上も図ることができる形での移転整備に向け、スピード感を持って取り組む。」

## ② 田辺市地域防災計画（平成29年度修正）

両庁舎は、『災害対策拠点等の整備』において、「本庁舎及び市民総合センターは耐震性がなく、南海トラフ巨大地震による津波想定浸水区域内にあることから、今後、津波浸水想定区域外の高台に移転整備を行う。」と位置付けられている。

## ③ 田辺市耐震改修促進計画（平成28年3月改定）

両庁舎は、『耐震化の現状と目標設定』において、「平成32年度末までに重点的に耐震化を図る建築物」に位置付けられている。

## ④ 田辺市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

『公共施設等の管理に関する基本的な方針』

- 1 公共施設等の機能と総量の最適化
  - 1-1 施設総量の縮減と新規整備の抑制
  - 1-2 公共施設の取捨選択と規模の最適化
  - 1-3 公共施設の機能の最適配置
  - 1-4 用途廃止後の財産の利活用・処分

「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

施設	管理に関する基本方針
市役所庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎整備に係る方針を策定し、本庁舎の移転新築に向けた具体的な検討を進めます。その際、移転後の跡地利用と、市民総合センターに入居する機能の移転のあり方なども含めて検討を行います。</li> <li>・本庁舎周辺の庁舎別館及び社会福祉センター（社会福祉協議会所有）、教育研究所のあり方については、庁舎整備とともに検討を進めます。</li> </ul>

## 第3章 新庁舎整備とまちづくり

### 3-1 防災

田辺市庁舎整備方針検討委員会からの答申において、庁舎整備についての検討事項として、「市民の安全安心を支える拠点について」が盛り込まれている。これを踏まえて、ここでは、市民の安全安心を支える拠点としての新庁舎の役割について整理する。

#### ① 災害対策本部としての役割

災害発生時の災害対応拠点施設としては、本庁舎、消防庁舎、田辺スポーツパークがあり、防災拠点ネットワークを形成し、相互に連携を図りながら、災害対応に当たることになる。

本庁舎には、災害対策本部を置くことが田辺市地域防災計画に規定されている。

消防庁舎は、本庁舎に災害対策本部を設置することが不可能な場合、災害対策本部を設置することが田辺市地域防災計画に規定されている。

田辺スポーツパークは、県の広域防災拠点として、救援物資の集積・仕分け、県の災害対策本部連絡調整機能、自衛隊の災害派遣部隊等の拠点となる。また、市の災害対策本部の調達配給部は、本庁舎又は田辺スポーツパークに救援物資の受入窓口を開設することが田辺市地域防災計画に規定されている。

また、第2次田辺市総合計画の重点プロジェクトの『強<sup>けん</sup> 韌<sup>じん</sup> 化プロジェクト』において、市庁舎の移転整備をはじめとする行政機能の維持・強化を進めることとしている。

こうしたことから、新庁舎については、行政機能の維持・強化のため、災害対策本部の運営を円滑かつ確実に行うことのできる施設・設備整備が求められる。

#### 【災害対策本部】

災害対策本部は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が各部局の職員等を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進するため、災害対策基本法に基づき設置するものである。



災害対策訓練状況

## ② 住民の緊急的避難への対応

市は、防災学習会等において、津波から逃げ切るために、海岸から「より遠い」ところではなく、「より高い」ところに避難するよう啓発している。

整備計画地は、現在、地域防災計画における避難施設の指定はしていないものの、津波の想定浸水域に程近い高台にあり、近隣住民が緊急的に逃げる場所として、現商業施設の南側駐車場が津波の一時避難場所となっており、移動の安全が確保された後は、田辺東部小学校など近隣の指定避難所へ移動することとなっている。

新庁舎は、市民の安全安心を支える拠点として、引き続き、指定避難所への移動の安全が確保されるまでの間、一時的に避難者の受入れを行う。

また、新庁舎は、市内各所から見える位置にあることから、夜間に災害が発生し、停電になった場合においても、近隣住民が緊急的に逃げる場所を示す灯台的役割を果たすとともに、市役所に電気が点いていることで市民の心の支えとなる役割を果たす。

### 【避難施設】

避難施設は、指定緊急避難場所と指定避難所に区分される。

指定緊急避難場所は、災害の発生又は災害のおそれがある場合に、危険から市民が緊急的に避難するための場所である。

指定避難所は、自宅が被災したことにより、家に戻れなくなった住民等が、一定期間滞在するための施設である。

## ③ ヘリポートの必要性

災害発生時に陸上交通が途絶した場合、救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等の災害対応を円滑に実施するため、ヘリコプターを活用することとなる。

新庁舎については、基本的にはヘリコプターを活用した災害対応活動との直接的な関連性は低く、かつ、新庁舎から1.7kmの至近距離にある災害拠点病院である紀南病院には防災ヘリ及びドクターヘリの双方が発着可能となっていることから、新庁舎におけるヘリポートは、整備しないこととする。

## ④ ボランティア・義援金の受入れ

田辺市地域防災計画において、ボランティアセンターの開設は社会福祉協議会の協力を得て、市民総合センター内(市民総合センターが被災したときは田辺東部小学校)に開設することが規定されている。

また、災害対策本部の救護部は、市民総合センターに義援金の受入窓口を開設することが規定されている。

ボランティアセンターの開設場所、義援金受入窓口の開設場所については、市民総合センターの今後のあり方を考える中で検討する。



## 3-2 中心市街地

田辺市庁舎整備方針検討委員会からの答申において、庁舎整備に係る検討事項として、「市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点について」が盛り込まれている。これを踏まえて、ここでは、市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点としての新庁舎の役割について整理する。

### ① 都市機能の維持向上

江戸時代に城下町として形成された中心市街地は、明治期には商業地として栄え、その後も紀南の商業拠点として発展を遂げてきた歴史がある。

現在も中心市街地はまちの玄関口であるJR紀伊田辺駅をはじめ、市庁舎等の行政機能、また、商業施設、飲食店、金融機関など様々な都市機能が集積する市の中心地であり、平成20年度策定の田辺市中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業を推進するなど、その活力を高めるためのまちづくりに積極的に取り組み、市域全体の活性化につなげるよう努めてきた。

第2次田辺市総合計画の「まちの構成」では、市街地について、まちが形成された歴史的経過を尊重しつつ、防災にも十分留意しながら、都市機能を高め、紀南地方の中核都市にふさわしい土地利用を図ることとしている。

都市機能の一翼を担う市庁舎は、他の都市機能やまちづくりの拠点施設との連携性が高い場所にあることで、紀南の中核都市にふさわしい都市機能の維持向上に大きく寄与するものである。

### ② 中心市街地の活性化

第2次田辺市総合計画の重点プロジェクト「価値向上プロジェクト」において、紀南地方の中核都市にふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るとともに、武蔵坊弁慶ゆかりの地である闘雞神社の世界遺産追加登録に続き、生誕150周年を迎えた南方熊楠翁と、没後50周年を迎える植芝盛平翁の更なる顕彰と発信を通して、3偉人による市街地の魅力を高めることとしている。

現在、新庁舎整備と並行して、中心市街地を更に魅力あふれる本市の拠点とすることにより、田辺市全体の活性化につなげるため、「田辺駅前商店街外観修景」、「闘雞神社参道の舗装美装化」、「JR紀伊田辺駅舎改修」、「市街地活性化施設整備」、「田辺市街なかポケットパーク」等の景観まちづくり刷新事業、「扇ヶ浜公園整備」、「新武道館整備」などの事業を進めており、新庁舎は、これらのまちづくり拠点施設との役割分担・連携が求められる。

### ③ まちづくり拠点施設のネットワーク形成

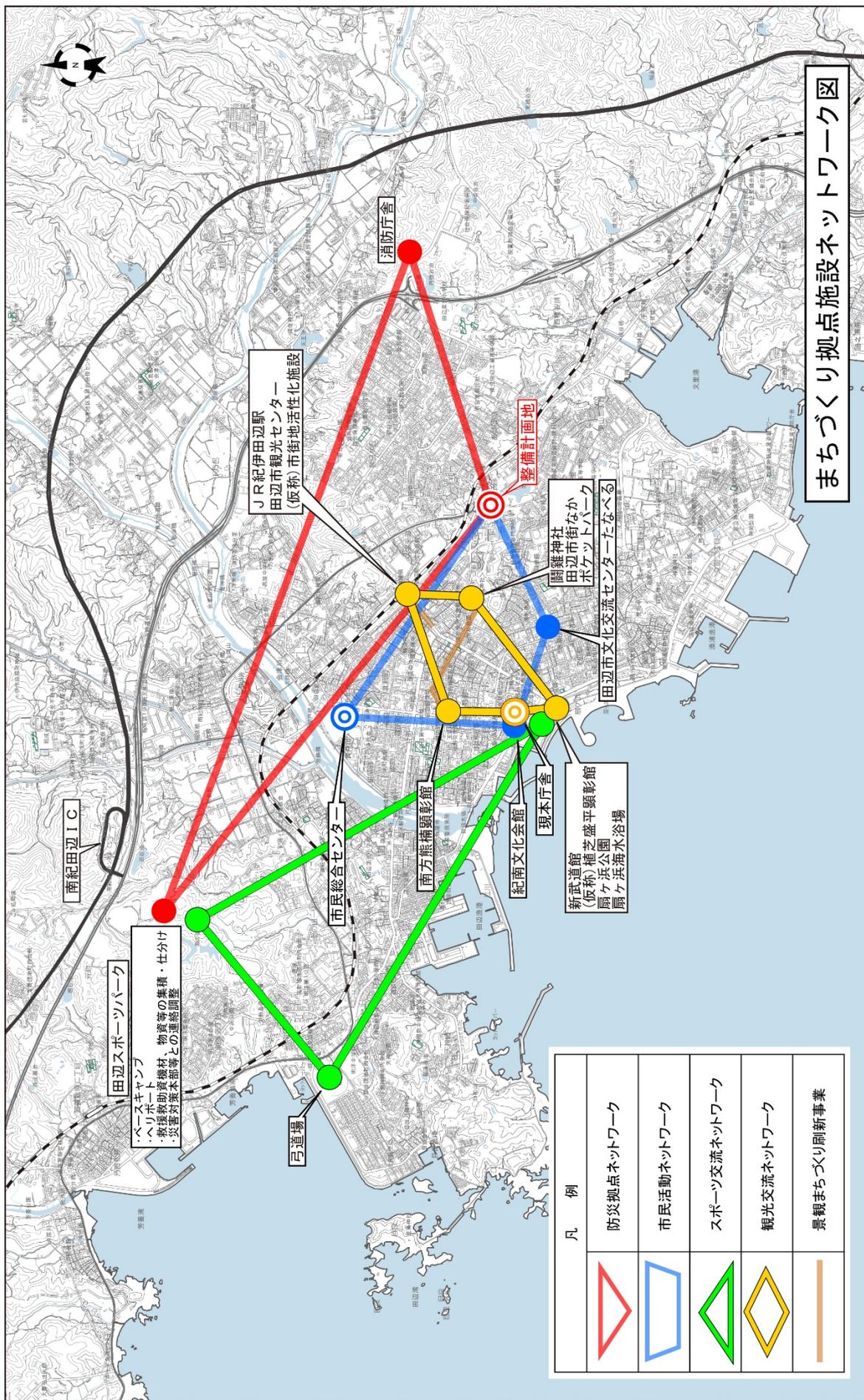
紀南の中核都市にふさわしい都市機能の維持向上、中心市街地の活性化に資するまちづくりの拠点施設は、中心市街地に集積している。

まず、観光面においては、田辺市観光センター、JR紀伊田辺駅前事業中の市街地活性化施設、闘雞神社、田辺市街なかポケットパーク、南方熊楠顕彰館、新武道館に併設する(仮称)植芝盛平顕彰館、田辺扇ヶ浜海水浴場が観光交流ネットワークを形成しており、現本庁舎跡地については、中心市街地活性化に資する利用方法を検討していくこととなる。

また、新武道館の整備により、田辺スポーツパークと弓道場とを結ぶスポーツ交流ネットワークが中心市街地にまで拡大する。

市民活動拠点として多くの市民に利用されてきた市民総合センターをはじめ、紀南文化会館や田辺市文化交流センター“たなべる”は、将来にわたっても中心市街地における市民活動の拠点施設としてネットワークを形成する。

市庁舎は、市民が利用する施設であり、協働のまちづくりを進めていくための拠点となることから、新庁舎については、市民同士をつなぎ、交流を生むための役割・機能を整備する。



## 第4章 新庁舎整備の基本理念・基本方針

### 4-1 田辺市にふさわしい新庁舎としての基本理念

平成17年5月、5市町村合併により新「田辺市」が誕生し、平成29年7月に策定した第2次田辺市総合計画により、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念として、まちの将来像「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向けたまちづくりを進めている。

市が目指すまちづくりは、一人ひとりが豊かな自然や歴史、文化、そしてその中で育まれてきた田辺らしさを大切にしつつ、一人ひとりの活動を地域の高まりにつなげ、世界と価値を共有し、未来へとつながる持続可能なまちづくりである。

市庁舎の主な機能は、市の事務・事業を行い、議会を開催する場所であるが、未来へとつながる持続可能なまちづくりの観点から、南海トラフ巨大地震等の災害発生時の災害対策本部機能、協働のまちづくりを進めていくための拠点機能を備える必要がある。

こうした市のまちづくりの方向性と市庁舎が備えるべき基本的機能を踏まえ、100年誇れ、時代の変化にも対応することができ、また、市民の心のよりどころとなり、市民が集い、親しまれる庁舎とするため、新庁舎の基本理念を次のとおり定める。

#### 新庁舎基本理念：

### 「人と地域を大切にする 未来に“つなぐ”みんなの庁舎」

### 4-2 基本理念に基づく新庁舎整備の基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を定める。

#### ① “命をつなぐ”災害に強い庁舎

市民の生命と財産を守る災害対策本部機能が十分に発揮でき、市民に安心感を与えることができるよう、免震構造の建物とするとともに、情報収集・発信、ライフライン途絶時の対策等を備えた災害に強い庁舎とする。

#### ② “心をつなぐ”みんなに優しい庁舎

来庁者が、使いやすく、分かりやすく、安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づくみんなに優しい庁舎とする。

#### ③ “人をつなぎ”交流を生むみんなの庁舎

協働のまちづくりを進めていくための拠点として、市民同士をつなぎ、交流を生むための様々な機能を備えた“市民交流スペース”があるみんなの庁舎とする。

④ “信頼をつなぐ”プライバシーとセキュリティを守る庁舎

来庁者のプライバシーを守り、個人情報をはじめとする行政情報を守るセキュリティ対策を講じた信頼される庁舎とする。

⑤ “<sup>あす</sup>明日につなぐ”歴史・文化を大切にす柔軟性がある庁舎

将来の機構改革や災害発生時にも柔軟に対応できるとともに、環境に配慮した庁舎とする。  
また、世界遺産に登録された「闘雞神社」がある田辺市に建設する建物としてふさわしい外観とするとともに、地場産業である紀州材を利用した庁舎とする。



## 第5章 新庁舎整備の基本的機能

新庁舎の基本理念「人と地域を大切にする 未来に“つなぐ”みんなの庁舎」の実現を目指し、基本方針を踏まえた新庁舎の基本的機能(窓口、執務、議会、災害対策本部、市民利用)について計画方針を定める。

### 5-1 窓口機能

#### ① 基本的な考え方

新庁舎の窓口業務のあり方については、来庁者の多種多様な用件に対して、それぞれの分野の専門窓口が対応することを基本とし、関連する各課が有機的に連携することで、窓口での手続を的確かつ円滑に行い、また、来庁者が安心して相談できる窓口づくりを目指す。

#### ② 計画方針

##### (1) ワンストップフロアによる窓口サービス

近年、子育てや高齢者の保健・福祉などについての相談を身近なところで行うことのできる“包括支援センター”の設置が全国的に進んでいることも踏まえ、両庁舎機能を統合する新庁舎においては、転入・転出・出生・死亡などのライフイベントに際して必要となる手続も含め、行政手続や相談を円滑に行うことができるよう、関連する業務の窓口をできるだけ1つのフロアに集めた“ワンストップフロア”による窓口サービスの提供を目指す。

なお、ワンストップフロアでの窓口サービスにおいては、複数の課室にまたがる手続や相談が円滑かつ確実にを行うことができるよう、関係課室の職員同士が有機的な連携を図るものとする。



青梅市庁舎・市民窓口



三田市庁舎・市民窓口

## (2) 待合スペース

快適でゆったりと過ごせる空間を確保するとともに、待ち時間を有効に活用できるよう検討する。また、子育て世代の来庁者にも利用しやすいようキッズスペース等の設置を検討する。



西予市庁舎・待合スペース



加東市・キッズスペース

## (3) プライバシーの保護

来庁者のプライバシー保護に配慮した窓口カウンターを整備するほか、相談ブース及び相談室を確保し、来庁者の用件に応じて使い分けを行う。



燕市庁舎・窓口カウンター



須賀川市庁舎・窓口と相談ブース

## (4) 玄関案内、サイン表示

来庁者が迷わずに目的となる窓口に向かうことができるように、わかりやすいサインを工夫するとともに、玄関案内を充実させる。



海南市庁舎・総合案内



わかりやすいサインのイメージ

## 5-2 執務機能

### ① 基本的な考え方

新庁舎は、“ワンストップフロア”による窓口サービスの提供等を円滑に行うため、効率的な執務環境づくりに努め、将来の行政機構の変化、ICT(情報通信技術)の進展等にも柔軟に対応することが可能な執務機能とする。

### ② 計画方針

#### (1) 執務スペース

- ・来庁者からも職員からも互いにわかりやすいオープンフロアを基本とする。
- ・執務スペースの効率化、人員の増減への柔軟な対応、改修費用低減のため、ユニバーサルレイアウトを基本とする。

#### 【ユニバーサルレイアウト】

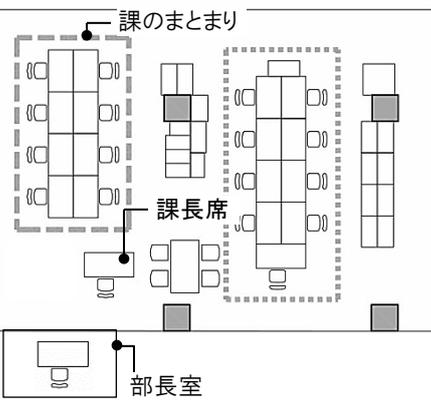
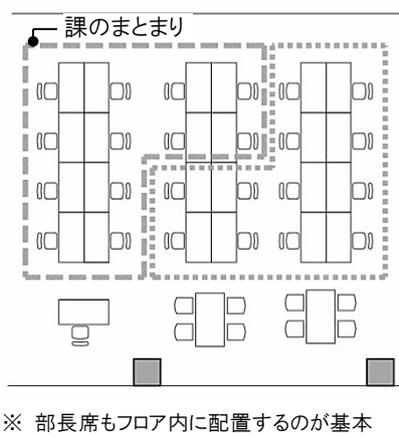
ユニバーサルレイアウトとは、執務スペースのレイアウトを標準化し、組織や人員に変更があった場合でも基本的にはレイアウトを変更せずに、人や書類の移動のみで、机の並び替え、照明、電話線・ネットワーク配線などの変更の手間や費用を低減できるレイアウトのこと。



青梅市庁舎・執務スペース



須賀川市庁舎・執務スペース

	現在の本庁舎のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図		
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成	課や係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションが図りやすい。

## (2) 会議スペース

執務環境調査で行った会議室利用実態調査の結果を踏まえ、新庁舎における会議室・相談室については、以下の室数を基本に検討する。

区分	室数	備考
小会議室・相談室	38室	課や係の内部協議、窓口で行うことができない市民からの相談、業者等との打合せなど、4～8人での利用を想定 ※ユニバーサルレイアウトによって、部長室を設けず各課にミーティングテーブルを置かなくなることから、相当数必要
中会議室	3室	庁内協議や市関係団体の役員会など、9～16人程度の利用を想定 ※参考：第二委員会室(37㎡)、町内会室(31㎡)
大会議室	3室	審議会、説明会、市関連団体の総会など、多人数での利用を想定 ※参考：本庁別館3F大会議室(234㎡)、市民総合センター交流ホール(214㎡)

なお、大会議室については、災害発生時のオペレーションルームとしての使用、可動パーティションによる中会議室としての分割利用等柔軟かつ効率的な利用ができるようにする。

また、会議室についてはOAフロアを基本とし、業務効率向上や紙資料低減のため、パソコンやプロジェクターの利用が柔軟にできる計画とする。また、移動時間短縮による時間効率向上のため、ICT技術を活用したWeb会議、Web相談等ができるシステムの導入を検討する。

### (3) 職員利用スペース

労働安全衛生法等の規定を踏まえ、快適な職場環境の整備を図るため、必要な諸室を計画する。

- ・更衣室は、各階に設置することを検討する。
- ・休息スペースは、来客への迅速な対応を可能とするため、執務スペースのバックスペースなど机に近い場所に設置することを検討する。
- ・休養室は、災害時の仮眠スペースとしても活用するとともに、通常は休憩場所としての利用も想定したものとする。
- ・シャワー室は、災害時や長時間勤務時に利用できるよう、男女別に設置する。
- ・昼食場所については、諸室の多目的利用の観点からも検討する。

### (4) 文書収納スペース

文書の管理・保管については、当該年度と前年度の文書及び台帳・法令集などの常用文書は執務スペース内に、その他の文書は、フロア書庫又は集中書庫に保管することを基本に、最低限必要な文書収納スペースを確保する。

なお、集中書庫は、必ずしも新庁舎内に設けなければならないものではないことから、管理・保管しなければならない文書の重要度や分量等に応じて、既存施設の活用も検討する。



## 5-3 議会機能

### ① 基本的な考え方

議会の独立性を保ちつつ、市民が身近に感じられる「開かれた議会」となるよう配慮し、円滑な議会運営と情報発信ができるよう各種設備を備えるとともに、誰もが利用しやすい空間整備に努める。

### ② 計画方針

#### (1) 市民に開かれた議会の実現

- ・議会活動における情報発信の充実に寄与する議場形式、設備の導入を検討する。
- ・議場傍聴席は、十分な席数を確保するとともに、記者席を整備する。
- ・議場及び議場傍聴席は車椅子用のスペースや補聴援助システムを設置するなど、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを導入する。
- ・委員会室は、常任委員会の複数同時開催も可能となるよう室数を検討する。
- ・委員会室は、円滑な委員会運営が可能となるよう機能確保に努めるとともに、傍聴のしやすさにも配慮する。

#### (2) セキュリティの確保

- ・正副議長室、会派控室等の「議員諸室ゾーン」は、議会事務局前を經由してアクセスするなど、セキュリティの確保について検討する。

#### (3) 議会図書室の整備

- ・議会図書室は開放的な空間とし、議会情報をはじめ総合的な行政情報コーナーとしての整備を検討する。



平塚市庁舎・議会図書室

(4) 柔軟性・可変性への配慮

- ・議員定数の増減、会派構成の変更など、将来的な変動要因にも柔軟に対応できるよう長期的な視点に立って整備を行う。
- ・議場形式については、各自治体において様々な形式が導入されている。席配置や床形式については、他市の状況等も十分比較検討を行った上で、多目的利用も含めて検討する。



飯田市庁舎・対面配置議場(床フラット)



三田市庁舎・従来型(直列配置)議場(床フラット)

## 5-4 災害対策本部機能

### ① 基本的な考え方

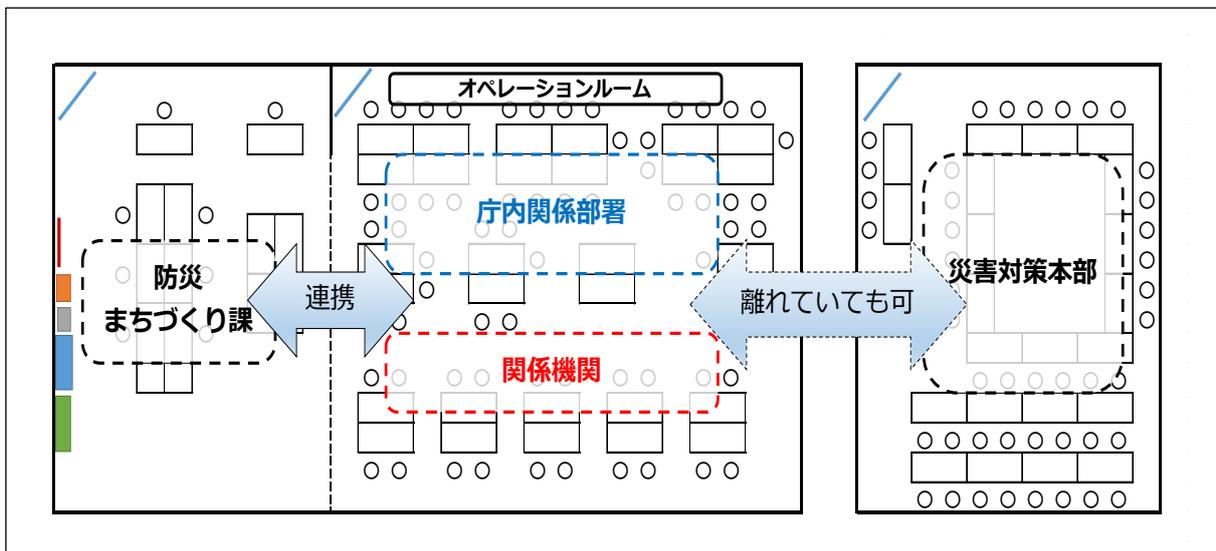
災害対応の拠点施設である消防庁舎、田辺スポーツパーク等との連携が図られ、災害対策本部の運営を円滑かつ確実に行うことができる施設・設備の整備を目指す。

### ② 計画方針

#### (1) オペレーションルーム

「災害情報を収集し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、速やかに実施する」という災害対策本部機能を最大限に発揮できるよう、危機管理局防災まちづくり課の職員と、災害対策本部参集職員や国、県等関係機関からの派遣職員が連携して事態への対処を行うオペレーションルームの確保を計画する。

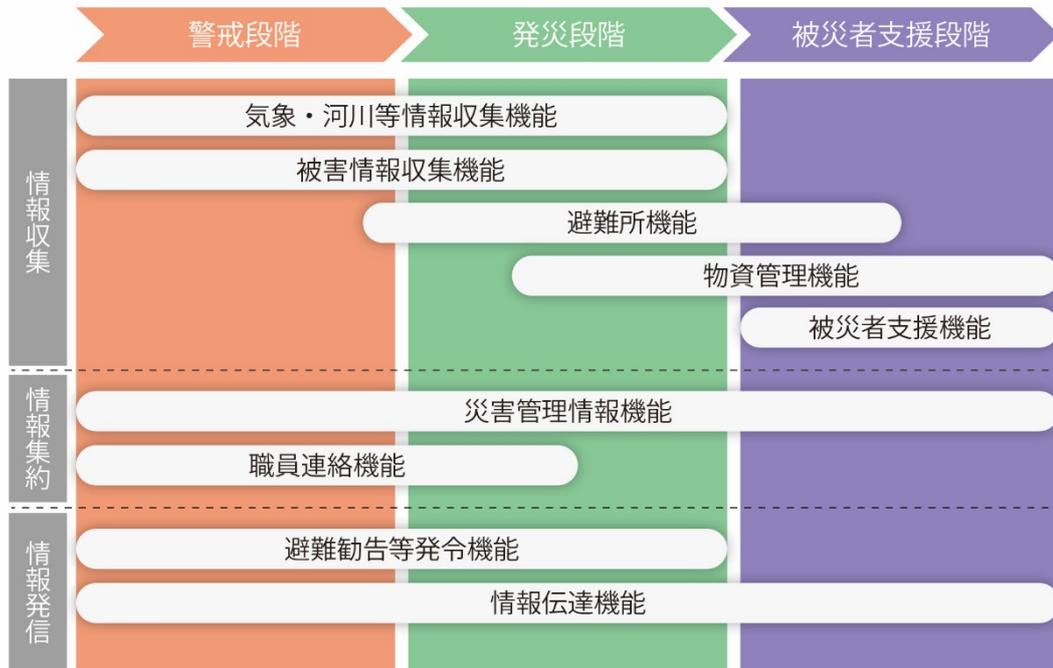
オペレーションルームは新庁舎諸室の有効活用の観点から、災害発生時に大会議室からの転用でオペレーションルームを設営することを基本とする。



オペレーションルームの様子  
京都大学防災研究所 牧教授提供

(2) 防災情報システムの整備

災害情報や緊急情報の収集・集約及び指令発信を効率的かつ効果的に行うための防災情報システムについて、日常的なメンテナンス及び機器更新に配慮した整備を図るものとする。



(参考)消防庁「市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～」

(3) ライフラインの途絶対策

ライフライン途絶時における災害対策及び継続すべき重要な通常業務を行うため、適切な規模の電力や水の確保を図る。

また、情報・通信の途絶対策として、情報・通信機器類については、多重化を図る。

(4) 災害用資機材等の確保

災害対策活動に必要な機器、物資等の確保を図る。

(5) 住民の緊急的避難への対応

新庁舎においては、避難してきた住民が指定避難所等へ移動するまでの間、一時的に受け入れられる場所を確保するとともに、必要な備蓄を行う。なお、避難された市民の一時受け入れ場所は、災害対応活動に影響が出ないよう、位置を検討する。

また、夜間停電時においても、市内各所から新庁舎が視認できるよう、照明の配置について検討する。

(6) リ災証明発行事務等の対応

リ災証明の発行や被災者相談窓口の設置については、プライバシーにも配慮しつつ、柔軟な対応ができることを想定した執務空間・諸室の整備を検討する。

## 5-5 市民利用機能

### ① 基本的な考え方

市民活動ネットワークの一翼を担い、協働のまちづくりを進めていくための拠点として、市民同士をつなぎ、交流を生むための機能を備えた“市民交流スペース”を整備するほか、整備計画地のにぎわいづくりや来庁者の利便性向上に資する機能を整備する方向で検討する。

### ② 計画方針

#### (1) 市民交流スペース

市民同士をつなぎ、交流を生むための機能を備えた“市民交流スペース”を整備する。

市民交流スペースは、市民窓口の待合スペースとは別に、待ち合わせ、休憩、飲食、読書、雑談、打合せなど、市民が気軽に立ち寄り使うことができるよう計画する。

市民交流スペースでは、市民同士をつなぎ、交流を生むための場所であるということを念頭に置き、市内で行われているイベント、季節ごとの注目情報、市政情報、議会情報等を発信する機能を検討する。ただし、市民や市民団体による展示等については、既存施設(たなべる、紀南文化会館、市民総合センター、公民館など)の利用を基本に考える。



青梅市庁舎・市民スペース



青梅市庁舎・カフェ



茅ヶ崎市庁舎・市民スペース



茅ヶ崎市庁舎・カフェ

## (2) カフェ機能・物販機能

市民交流スペースの利便性を高めるとともに、にぎわいづくりのため、市民交流スペースにカフェ機能・物販機能の併設を検討する。

常設のカフェ機能・物販機能については、福祉作業所等が優先して出店できる方策を検討する。

常設のカフェ機能・物販機能とは別に、お弁当、パン、日用品などを臨時的に販売することができるスペースも確保する方向で検討する。

また、平面駐車場等での、お弁当、パン、日用品などの移動販売について検討する。

## (3) 飲食機能

整備計画地のにぎわいづくりのため、新庁舎の海側に位置する立体駐車場屋上の眺望を生かし、非常設飲食機能(ビアガーデンなど)の設置可能性について検討する。

なお、庁舎内の食堂で職員が昼食を食べる割合が比較的少ないこと、平日昼間の売上げが主な収入となる営業形態では採算性に課題があること等に鑑み、食堂機能は整備しないこととする。

## (4) 食品スーパー

地域住民の暮らしの利便性を確保するため、整備計画地内に食品スーパーの店舗スペースを確保する。

## (5) 金融機関の窓口・ATM

来庁者の利便性向上のため、出納業務に関連する金融機関の窓口の誘致とATMの設置を積極的に進める。

## (6) その他の利便機能

子育て支援スペース(おむつ交換台・授乳室・キッズスペース等)、公衆WiFiなど来庁者の利便性向上のための機能を整備する。



立川市庁舎・市政情報コーナー



紀の川市庁舎・キッズコーナーと授乳室

第6章 施設配置計画等

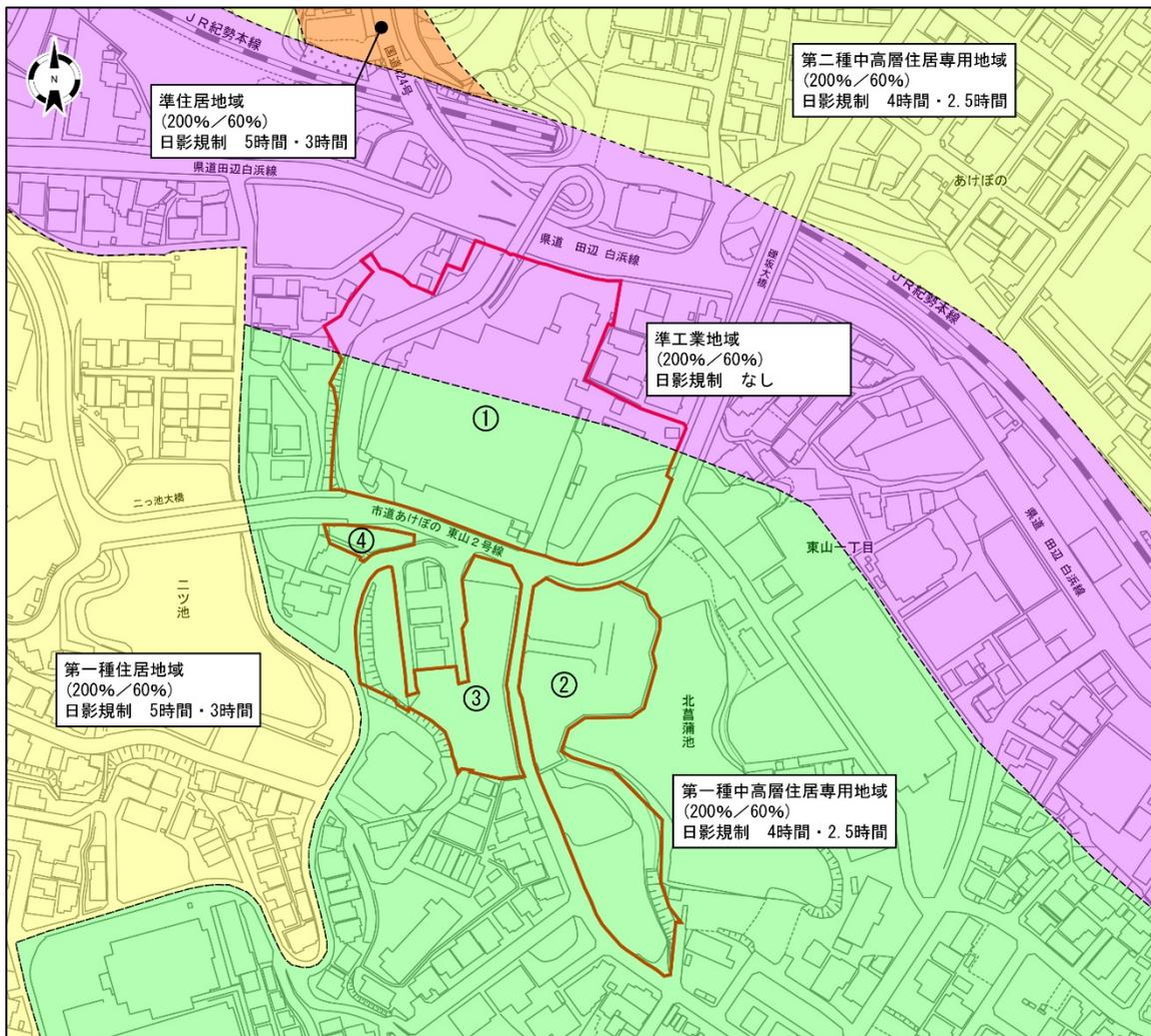
6-1 法的条件

① 現状の主な法規制

法規制	種 別	敷地①	敷地②～④
都市計画法	用途地域	準工業地域 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
	容 積 率	200%	
	建 蔽 率	60%	
建築基準法	日影規制	4時間—2.5時間	
	斜線制限	道路斜線、隣地斜線	
景観法	区域	景観計画区域	
県屋外広告物条例	許可地域	第3種地域	

② 新庁舎整備上の課題

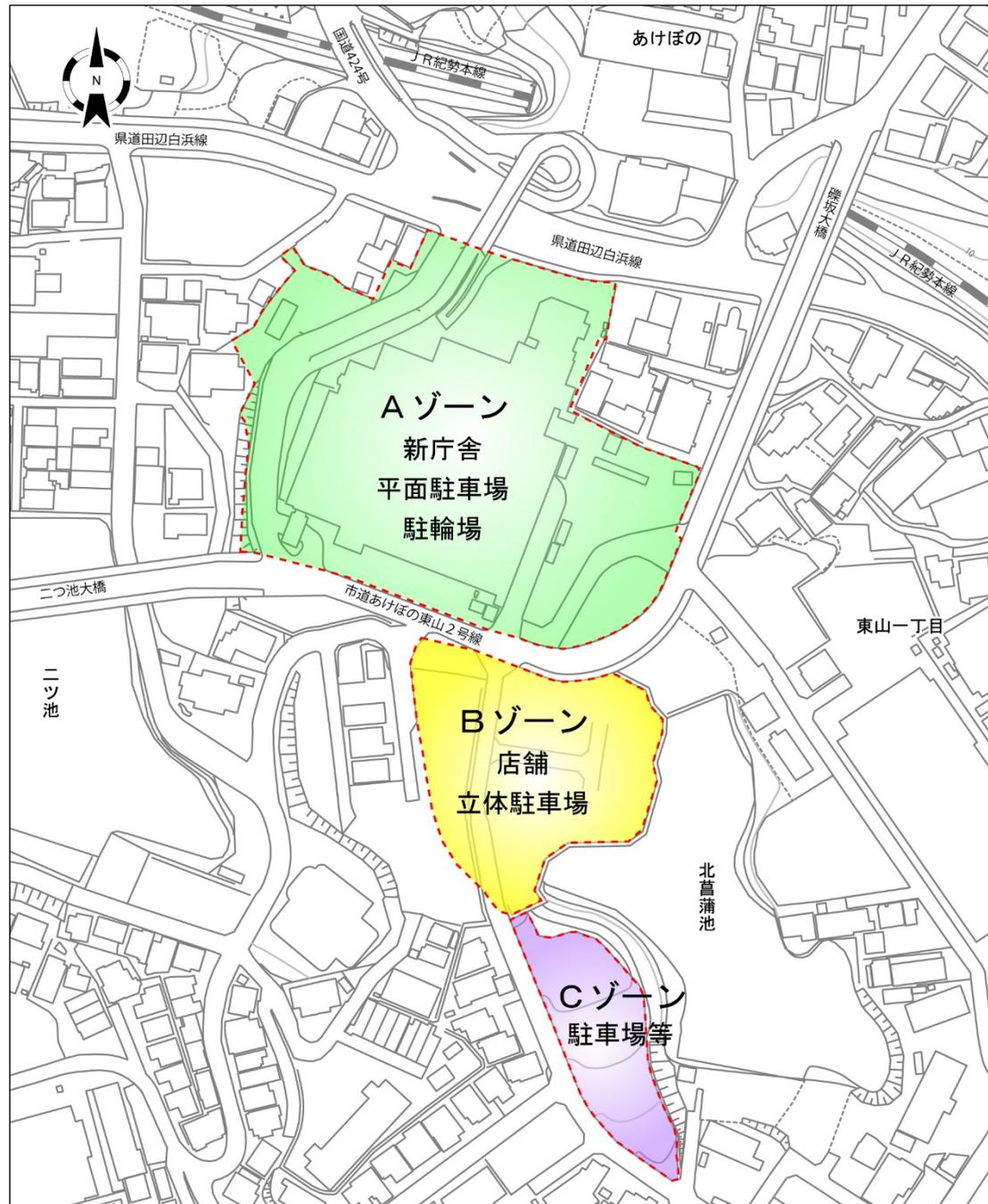
庁舎を建築するためには、建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可又は用途地域の変更が必要である。



## 6-2 施設配置計画

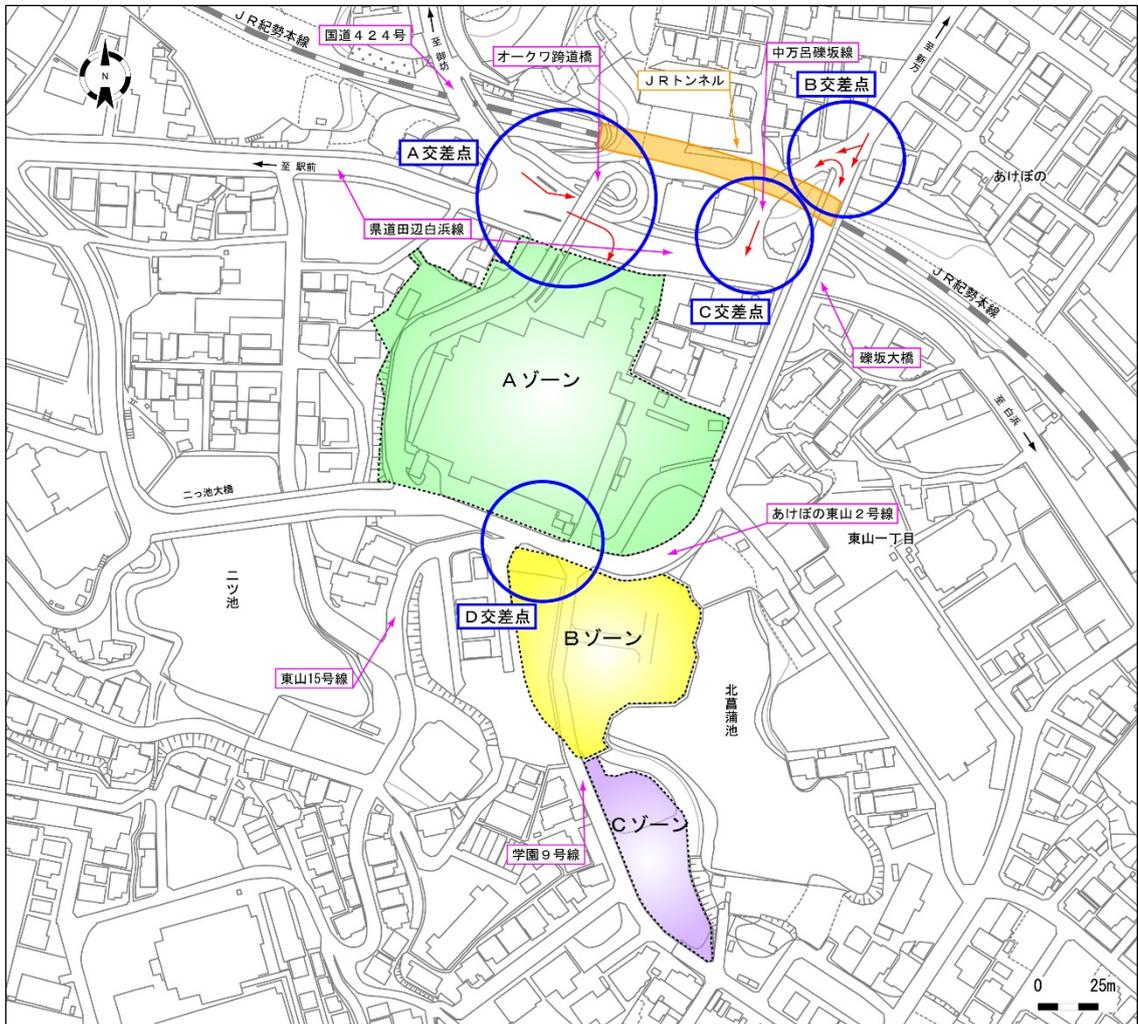
整備計画地における施設配置は、以下のとおりとする。

Aゾーン	新庁舎、平面駐車場、駐輪場
Bゾーン	店舗、立体駐車場
Cゾーン	駐車場等



### 6-3 周辺道路等

新庁舎と周辺道路との関連について、以下のとおり考え方を整理する。



#### ① A交差点

整備計画地に進入するには西、北方向から県道田辺白浜線を横断するルートがあるが、交通量が多い中での右折進入となり、交通安全上問題となる。

また、こどうきょうオークワ跨道橋を利用するルートについては、跨道橋が道路橋示方書基準の耐震性能を満たしていないとともに、道路幅員、道路曲線、縦断勾配が道路構造令基準に適合していない。

これらのことから、オークワ跨道橋を撤去し、現在の立体交差から平面交差に交差点改良をするとともに、信号処理等の変更により、安全性や利便性が確保できるよう整備する。



## ② B交差点及びC交差点

B交差点について、朝夕の通勤時間帯には、市道中万呂礪坂線のあけぼの方面から県道田辺白浜線に流入する車両がB交差点内で滞留することにより、あけぼの方面に交通渋滞が発生している。

また、市道あけぼの東山2号線から市道中万呂礪坂線方面へ通行する場合、B交差点から県道田辺白浜線方向の見通しが悪い。

B・C交差点間の道路下には、JR紀勢本線のトンネルがある。トンネル上部の土被りについては、一定の厚みを確保する必要があることから、B・C交差点間の急勾配を解消するための掘削等が困難である。

今後は、広い範囲での道路整備と併せた交差点改良を検討する必要がある。



## ③ D交差点

市道あけぼの東山2号線が新設されたことにより、以前と比べて安全性や走行性が改善されている。

一方で、南側から市道学園9号線と市道東山15号線が接続しており、なおかつ、両交差点が近接していることから、市道あけぼの東山2号線へ進入するには、注意が必要な状況である。また、市道東山15号線は道路縦断勾配が急で、交差点内の見通しも悪い。

安全性を確保するため、交差点を集約する道路整備を行う。



## ④ 新庁舎と立体駐車場をつなぐ歩行者動線の確保

Aゾーン(新庁舎等)とBゾーン(店舗、立体駐車場)は、市道あけぼの東山2号線で分断されていることから、歩行者が安全に移動できるよう、新庁舎と立体駐車場をつなぐ安全な歩行者動線の確保を図る。

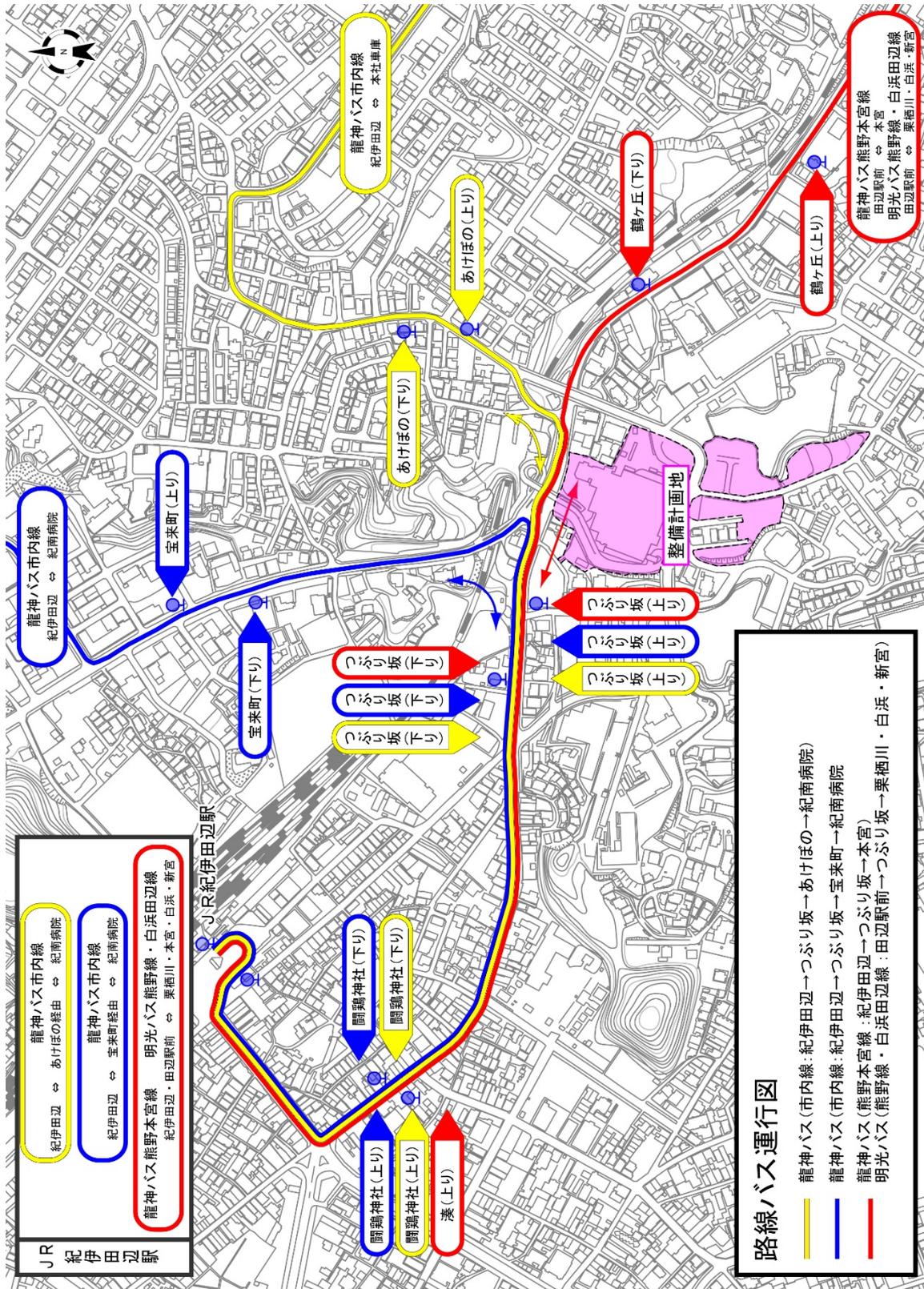


## 6-4 バス路線

整備計画地に最も近いバス停である「つぶり坂」については、3路線が運行されている。

JR紀伊田辺駅から白浜方面、本宮方面(赤ルート)については、1日35便、JR紀伊田辺駅からあけぼの経由、紀南病院方面(黄ルート)については、1日8便、JR紀伊田辺駅から宝来町経由、紀南病院方面(青ルート)については、1日4便が運行されている。

新庁舎整備と併せて、利用者の利便性向上のため、整備計画地周辺も含めた適切なバス停の位置についてバス事業者と協議を行う。



## 第7章 施設計画

## 7-1 庁舎規模

## ① 算定方法

田辺市庁舎整備方針調査報告書(平成28年3月)においては、総務省基準により、職員数561人で計算した面積に、災害対応拠点機能・市民利便機能・市民交流機能に係る面積を加算した上で、約15,500㎡、職員1人当たり27.63㎡との試算であった。

しかしながら、総務省基準は、単なる行政事務の執務室及び議会のみを想定しているため、市民利用機能などが含まれておらず実情にそぐわない。

こうした点を踏まえ、近年建築された人口規模、職員規模が比較的近い他市類似事例を参考に算出することとし、他市類似事例の職員1人当たりの平均床面積に職員数を乗じて目標規模を算定する。

## 【他市類似事例による職員1人当たりの床面積】

区分	人口 (人)	① 想定 職員数 (人)	② 延べ面 積(㎡)	③ 職員1人 当たりの面積 ②/①(㎡/人)	竣工年	階数 地下+ 地上	免震 場所
紀の川市	63,182	400	13,495	33.74	H25	B1+7	基礎
三田市(兵庫県)	113,192	475	12,955	27.27	H27	6	基礎
安曇野市(長野県)	98,022	604	16,325	27.03	H27	B1+4	中間
須賀川市(福島県)	76,195	470	14,343	30.52	H29	B1+6	中間
阿南市(徳島県)	73,932	535	17,595	32.89	H29	B1+7	中間
平均値				30.29			

※人口:平成30年4月末時点

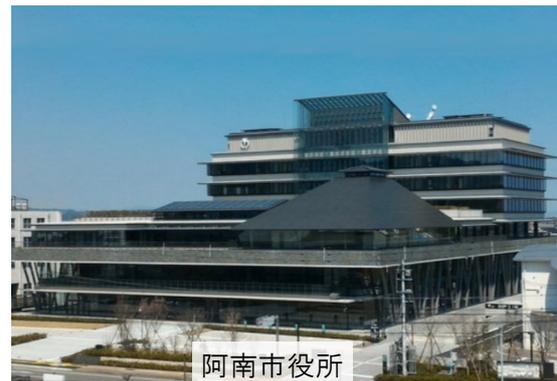
## ② 庁舎規模算定

(他市職員1人当たりの平均面積) (田辺市職員数)

$$30.29\text{㎡/人} \times 561\text{人} = 16,992\text{㎡}$$

必要な庁舎規模	概ね17,000㎡
---------	-----------

【延べ面積を参考にした他市庁舎】



## 7-2 駐車台数・駐輪台数

### ① 駐車台数

駐車場の必要台数については、以下のとおりとする。

設定に当たっては、一般来庁者用駐車場の必要台数は、本庁舎と市民総合センターで利用実態調査を実施し、最大滞留台数を把握した上で台数設定を行った。

分 類	必要台数
一般来庁者用	123
議員、報道、その他	34
公 用	78
店 舗 用	70
合 計	305

上記のうち、立体駐車場へは182台、平面駐車場として123台の確保を目標とする。

### ② 駐輪台数

駐輪場の必要台数については、以下のとおりとする。

設定に当たっては、本庁舎と市民総合センターで利用実態調査を実施し、台数設定を行った。

なお、駐輪場の場所については、整備計画地Aゾーン内を基本に、来庁者の動線等を考慮の上決定する。

分 類	必要台数		
	自転車	バイク	計
一般来庁者用	75	40	115
公 用	3	60	63
職 員 用	75	160	235
合 計	153	260	413

## 7-3 構 造

## ① 耐震安全性

大地震動に対して主要機能を維持し、地震直後から補修することなく継続使用できる施設として、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、「災害応急対策活動に必要な施設」として整備を行う。

- ・構造体の耐震グレードは、防災拠点施設に必要な「Ⅰ類」とする。
  - ・構造体以外の耐震グレードは、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」とする。
- (Ⅰ類・A類・甲類による耐震グレードは、大地震にも主要機能を維持できる性能である。)

## 【官庁施設の総合耐震計画基準】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は 1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は 1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 (重要度係数は 1.0)
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

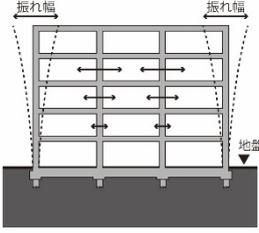
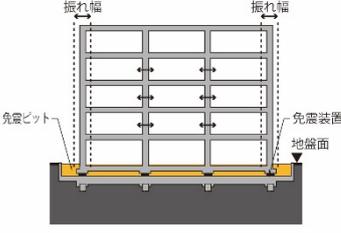
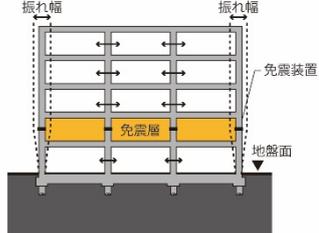
② 構造形式

構造形式は、安全性、機能性、被災後の機能維持に優れた合理的なものを選択する。

大地震動に対する構造体の対策方法としては、主に「耐震構造」、「免震構造」があり、その概要を以下に示す。新庁舎は、地震発生直後から災害対策本部を設置し、業務を行う必要があることから、免震構造を採用する。

ただし、基礎免震又は中間免震のいずれかを採用するかは、基本設計において決定する。

なお、免震構造の場合は、免震装置の施工精度が上部構造体に直接影響を及ぼすため、実際の施工においては様々な品質管理が要求される。

	耐震構造	免震構造	
		基礎免震	中間免震
モデル図			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震力に対して構造体の力で耐える構造</li> <li>地震力を受けても倒壊しないよう、耐力壁やブレース等を配置し、建物の各部分が、破壊しないだけの強度を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物と地盤の間に、水平方向に柔軟に変位することで地震力を吸収する免震装置を設置し、建物の揺れを抑制する構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免震装置より上部の免震階が、水平方向に柔軟に変形するため、地震力を吸収し、建物の揺れを抑制する構造。免震装置から下部は、耐震構造で対応する。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な構造であり、コストが安い。</li> <li>長い工期を必要としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も建物の揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。</li> <li>家具等の転倒や散乱を免れるため、業務の復旧が早い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免震装置から上階は、揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。下階も地震力が小さくなり、揺れが小さい。</li> <li>地下掘削量軽減により地下免震よりも工期短縮費用削減が可能</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による揺れが大きいいため、大きな家具や設備は転倒に備えて固定する必要がある。</li> <li>耐震基準Ⅰ類<small>はり</small>とする場合は、柱、梁を大きくする、または耐力壁やブレースを多く配置する必要があるため、空間の自由度に制約を受ける場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストが最も高い。</li> <li>免震装置のメンテナンス費用が必要</li> <li>地下掘削量が多いため工期が長くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免震装置を貫通するエレベーターや階段等は、水平方向の変位に追従する対応が必要</li> <li>下階は、耐力壁やブレースが必要なため、空間の自由度に制約を受ける場合がある。</li> <li>免震装置のメンテナンス費用が必要</li> </ul>

## 7-4 設 備

### ① ライフライン途絶時の機能維持

国が定める「官庁施設の基本的性能基準」を参考に、ライフラインが途絶した場合にも庁舎機能を維持するために必要な設備とその性能を確定する。

分 類	必要な性能
電力供給機能の確保	商用電源の途絶時又は施設内での電力供給に係る事故の発生時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する電力供給機能が確保されている。
通信・情報機能の確保	公衆通信網の途絶時又は停電時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する通信・情報機能が確保されている。
給水機能の確保	上水道の途絶時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する給水機能が確保されている。

### ② 空調設備

空調設備については、オープンフロアの執務空間に適した中央管理方式と、個室に適した個別方式があり、利用実態にあった空調方式を導入する。

## 7-5 ユニバーサルデザイン等

### ① ユニバーサルデザイン

国が定める「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に基づき、多様な人々が利用しやすいよう整備を行う。



### ② バリアフリー

和歌山県福祉のまちづくり条例の基準はもとより、障害者や高齢者をはじめ誰もが自由に行動でき快適に過ごせるよう、可能な限りバリアフリー化を進める。



### ③ 受動喫煙防止

健康増進法の改正内容を踏まえ、建物内は禁煙とする。

ただし、屋外・屋上等については、必要な措置を講じた喫煙所の設置を検討する。

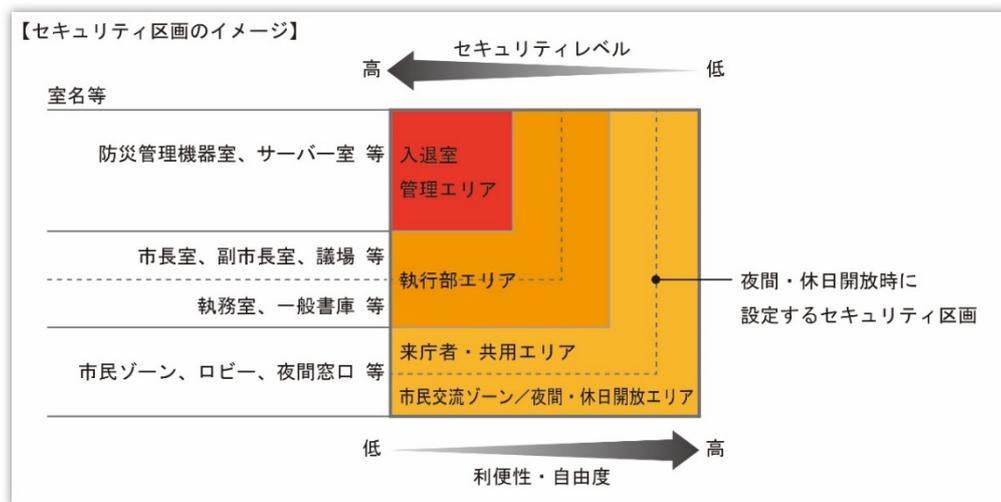


## 7-6 セキュリティ・プライバシー

個人情報保護や行政文書管理及び防犯上の観点から、市民が安心できるセキュリティ機能とプライバシー保護が求められるため、新しい設備・システムの導入を計画する。

### ① 庁舎内セキュリティレベルの設定

- ・庁舎内は、その重要度に合わせてセキュリティレベルを設定する。
- ・セキュリティレベルごとに必要な対策をソフト(運用)とハード(建物・設備)の両面から検討する。
- ・休日及び夜間開庁する部分は、閉庁部分と明確に分離し、物理的に自由な往来ができない計画とする。



### ② 執務スペースのセキュリティ

- ・執務スペースは、関係者との協議等の場合を含めて、原則として職員以外の立ち入りを禁止する。
- ・来庁者が執務スペースに無断で立ち入らないようカウンター等の形態を含め検討する。



### ③ 窓口のプライバシー

- ・来庁者の訪問・相談の内容に応じて、対応施設を使い分ける。



## 7-7 環境負荷低減

国が推進する「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」や「官庁施設の環境保全性に関する基準」を参考に、費用対効果に配慮して具体的な整備内容を計画する。

### ① 空調負荷の低減

- ・高断熱性能を備えた外装材、断熱材、サッシやガラス等を導入する計画とする。
- ・深い庇(ひさし)などによる日射遮へいに有効なシステムを導入する計画とする。
- ・自然換気を積極的に取り入れる計画とする。

### ② 省エネルギー化の推進

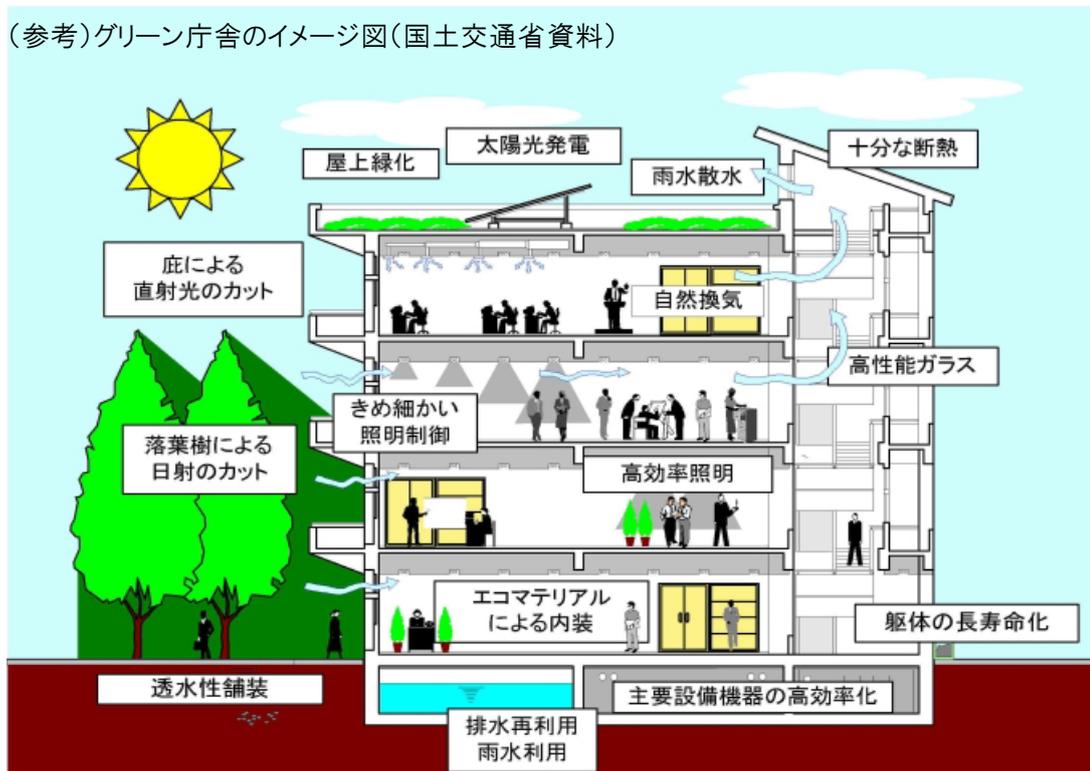
- ・LED照明をはじめ、省エネ性能の高い機器を採用する計画とする。
- ・人感センサーによる点灯システム、調光システム等を採用する計画とする。

### ③ 自然エネルギー等の有効活用

- ・太陽光発電設備については、最適な設置規模を計画する。
- ・自然採光を積極的に取り入れる計画とする。
- ・雨水貯留槽を設け、トイレの洗浄や植栽への散水等に活用する計画とする。

### ④ エコマテリアルの利用

- ・内装等に使用する材料は、エコマテリアル(環境負荷の少ない素材)の使用を検討する。



## 7-8 紀州材の利用

「国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「和歌山県木材利用方針」を参考に、紀州材の積極的な利用を計画する。



木質化の事例 壁板(真庭市庁舎)



木質化の事例 議場(真庭市庁舎)



木質化の事例 壁天井(加東市庁舎)



木質化の事例 カウンター(加東市庁舎)

## 7-9 敷地特性への対応方針

### ① 基本的考え方

整備計画地Aゾーンの約9mの高低差については、設計において、高低差を有効活用するよう計画する。

### ② 既存建物の撤去方針

整備計画地Aゾーンの約9mの高低差については、既存建物が擁壁代わりとして土留めの役割を果たしており、建物だけを先行解体した場合、地盤が不安定になる可能性が高く、対策工事として新築工事開始までの土留めの設置が必要となることが想定される。

こうしたことを踏まえ、建築計画の自由度、安全、工期、工事費の観点から、合理的な工法を検討する。なお、工事発注方法については、今後設計内容等を勘案し決定する。

### ③ 敷地内道路の活用

整備計画地Aゾーンにある県道田辺白浜線と市道あけぼの東山2号線をつなぐ西側の敷地内道路については、両道路を接続する上で必要となることから、存続させる方向で検討する。

## 7-10 コスト縮減

庁舎機能としての性能・質を確保しながら、ライフサイクルコスト(建設、光熱水費、改修、修繕、維持管理等の建物に係る生涯費用)の縮減を考慮した設計とする。

## 第8章 事業計画

## 8-1 事業手法

## ① 事業手法

事業手法については、設計の過程において、市と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、市の意向を反映しやすい①従来方式を採用する。

## 【想定される選択肢と比較評価】

	①従来方式 (分離発注方式)	②設計・施工一括発注方式	③設計・施工・維持管理業務 一括発注方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計後に設計成果に基づいて施工の発注を行う方式</li> <li>公共施設建設事業の一般的な発注方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間活力を導入し、設計と施工を一括に発注する方式</li> <li>DB方式、PFI方式(BTなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②に加えて、施設の維持管理業務を一括で発注する方式</li> <li>DBM方式、PFI方式(BTO、BOTなど)</li> </ul>
フロー	<pre> graph TD     A[基本・実施設計] --&gt; B[施工]     B --&gt; C[維持管理]           </pre>	<pre> graph TD     A[基本設計] --&gt; B[実施設計 + 施工]     B --&gt; C[維持管理]           </pre>	<pre> graph TD     A[基本設計] --&gt; B[実施設計 + 施工 + 維持管理]           </pre>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の過程において、市と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、市の意向を反映しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工の効率化、受注者の技術力によるコスト抑制効果が見込まれる反面、市の意向が十分反映されにくい。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>②③と比べて事業期間は長くなる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な要求水準書の作成や事業契約締結など受注者の選定に期間を要するが、①と比べて事業期間の短縮が見込める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工入札不調による事業遅延リスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階で事前に労務確保が可能であるなど、施工段階での事業遅延リスクが少ない。</li> </ul>	

## ② 発注方法

### (1) 設計段階

設計の発注は、解体を含めた土留めや新築工事の技術、費用削減、工期短縮及び高低差を活用した豊かな発想力による提案が期待できることから、技術提案方式(プロポーザル方式)を採用する。

#### 【想定される選択肢と比較評価】

	競争入札方式	技術提案方式 (プロポーザル方式)	設計競技方式 (コンペ方式)
概要	・設計委託料の価格競争により設計者を選定する方式	・技術提案書に基づく能力評価により設計者を選定する方式 ・選定に際し、参加者に技術力や実績、設計に対する取組方針や設計の考え方などの提案を課す。	・具体的な設計案(デザイン)の評価により、最も優れた設計案を選定する方式 ・原則、採用した提案図面を前提に設計が進められる。
選定における評価対象	設計委託料(価格)	設計者(能力)	設計案(デザイン)
選定期間	1か月～1か月半程度	1か月半～3か月程度	3か月～半年間程度
評価	・低廉な設計委託料で契約が見込める。 ・設計者選定の期間が最も短い。	・設計に対する取組方針や設計の考え方などを確認することができ、市の意向を最も反映させやすい。	・完成イメージを見て比較評価できるが、選定後の大幅な設計条件等の変更が困難 ・設計者選定の期間が最も長い。

### (2) 施工段階

- ・ 工事発注方法については、今後設計内容等を勘案し決定する。
- ・ 発注に際しては、学識経験者等で組織する検討委員会を設置し、公正で合理的な入札方法を検討する。
- ・ 地域経済の振興といった観点を考慮する。

### 8-2 概算事業費

概算事業費については、過度な設備と過剰な装飾等を見込まない、機能的かつシンプルな新庁舎を想定し、他市事例等から算出した。

項目	費用	概要
用地取得費	10.5 億円	取得面積22,579㎡
道路整備費	2.5 億円	北・南側交差点改良、オークワ跨道橋撤去
解体撤去費	8.4 億円	既存商業施設(解体新築一括発注時)
新庁舎棟建設費	82.3 億円	整備計画地Aゾーン(約17,000㎡)
立体駐車場・店舗棟建設費	14.0 億円	整備計画地Bゾーン(約8,000㎡)
屋外工事費	4.4 億円	建物周辺整備(約17,700㎡)
合計	122.1 億円	

※ 現時点の試算であり、建設物価変動、設計内容の見込みの差等から前後する可能性がある。

### 8-3 事業スケジュール

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
用地契約		—					開 庁	
道路整備	南側交差点改良	—						
	オークワ跨道橋撤去		—					
	北側交差点改良		—					
庁舎整備	立体駐車場・店舗	—	—					
	設計	—	—					
	解体工事			—				
	新庁舎工事				—	—		

【参考スケジュール】

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
現本庁舎跡地の活用	-----	-----	跡地検討⇒決定	-----	-----	● 工事	→
市民総合センターの再整備	-----	-----	整備方針検討⇒決定⇒設計	-----	-----	● 工事	→

## 用語解説

### ハザードマップ (P2 他)

被害予測地図ともいい、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

### レーダーチャート (P6)

複数の項目の大きさを一見して比較することのできるグラフ

### ワークショップ (P7 他)

もともとは「仕事場、工作室」の意味。それが転じて具体的な事例を詳細に検討する会議や、体験的に技術を習得する研修会などの意味に使われるようになった。まちづくりや建物の計画・設計の場面において「ワークショップ」という言葉を使う場合、参加者がみんなで議論したり、モノを見たり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながら、協働で提案や計画を作り上げることを指す。

### パブリックコメント (P7 他)

国や市町村など行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度

### セキュリティ (P16、P45)

人、住居、地域社会、国家、組織、資産などを対象とした、様々な害からの保護のこと。一般には保安のことであり、犯罪や事故などを防止するための警備全般を指す。

### バリアフリー (P17、P62 他)

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で、障害(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的障壁、情報面での障壁等、全ての障壁を除去するという考え方

### ユニバーサルデザイン (P17、P62 他)

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう建物や生活環境をデザインする考え方

### ライフサイクルコスト (P17、P66)

建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要な全過程におけるコスト(費用)のこと。略して「LCC」と表記されることもある。

### コミュニティ放送 (P21)

市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送(ミニFM放送)

### コンベンション (P21、P24)

人が多く集まる、大会、集会のことで、これを目的とした施設をコンベンション施設(大規模会議室や大規模展示施設など)という。

### プロジェクションマッピング (P22)

建物などの立体物の面のそれぞれをスクリーンとして映像を投影する技法

### ランドマーク (P23)

目印となる地理学上の特徴物又は建物等のこと。

**オリジナリティ (P24)**

独自性、独創性の意味

**擁壁 (P29)**

崖や盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。簡素で一時的なものは、「土留(どどめ)」と称されることもある。

**ライフライン (P38、P48、P62)**

エネルギー施設(電気・ガス)、水供給施設(上水道・下水道)、交通施設(道路・鉄道・空港・港湾施設)、情報施設などを指す「生活に必須な基盤設備」のこと。

**オープンフロア (P42、P62 他)**

事務室などで間仕切りを設けず、机を並べただけの見通しのよい内部配置を行った空間。間仕切りや机など家具について機能や配置を作業内容の変化に応じて容易に変更が可能な事務空間

**パーティション (P43)**

間仕切壁のこと。

**OAフロア (P43)**

床上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化したもの

**ICT技術 (P43)**

ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。IT(Information Technology「情報技術」とほぼ同義だが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を特に ICT と称し、区別して用いる場合がある。

IT:コンピューターや通信技術自体を指す。

ICT:IT 技術を使った「人と人」「人とコンピューター」が通信する応用技術

**Web (P43)**

Web(World Wide Web)は、インターネット等で文字や画像、動画等を簡単に扱うことができるサービスのこと。インターネット上の掲示板のような役割

**オペレーションルーム (P47)**

職員等が災害発生地からの情報収集及び災害対応機関との情報連絡・調整を行うための部屋

**罹災<sup>りさい</sup>証明 (P48)**

市区町村が、「罹災者(災害被害に遭われた方)」の申請によって、家屋等の被害状況を調査し、その被害状況に応じて「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」等を認定、これを証明するもの。罹災者が各種支援を受けるために必要となることが多い。

**公衆WiFi (P50)**

外出先などでスマートフォン、タブレット、ノートパソコンなど無線LAN機能を持つ機器で、インターネットに接続できるサービスのこと。どの通信会社のスマホでも利用できるのが一般的

**道路橋示方書 (P53)**

国土交通省が定めた日本における橋や高架の道路等に関する技術基準

**道路構造令 (P53)**

道路法第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、道路を新設又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令

**土被り (P54)**

トンネルや暗渠(あんきょ)のように地中に埋設される構造物の上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ

**耐力壁 (P61)**

建築物において、地震や風などの水平荷重(横からの力)に抵抗する能力を持つ壁のこと。そうでない壁を非耐力壁という。

**ブレース (P61)**

鉄筋やアングルなどで造られた補強材。木造の筋かいと使用方法が似ており、柱や梁<sup>はり</sup>などで四辺形に組まれた軸組に対角線状に配置することで、地震・風などの横からの力に対してブレースの引張力により建物が変形するのを防ぐ役割を持つ。

**エコマテリアル (P64)**

Environmental Conscious Materials(環境を意識した材料)から生まれた造語で、優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクル・廃棄でき、人に優しい材料(及び材料技術)のこと。

**DB (P67)**

Design Build(デザイン・ビルド)の略で、設計の一部と工事を一体の業務として発注する方式。受注業者が持つ施工等にかかる新技術を生かした設計が可能になり、コスト削減の可能性がある。

**PFI (P67)**

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間部門(プライベート)の持つ経営ノウハウや資金(ファイナンス)を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法。一般的に行政機関は、民間事業者が本事業を遂行するため事業目的を限定して設立する会社SPC(Special Purpose Company—特別目的会社—)と事業契約を締結し、資金調達・建設から長期運営までを委ねる。

**DBM (P67)**

Design Build Maintenance(デザイン・ビルド・メンテナンス)の略で、行政機関が資金調達・事業主体となり、施設の建設と補修を一体で民間に発注し、補修を除くその他の運営を行政機関が担う。運営における公共の関与度は高い。

**BOT (P67)**

Build Operate Transfer(ビルド・オペレート・トランスファ)の略で、民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、公共へ所有権を移転。所有権移転まで、固定資産税収入が見込める。

**BTO (P67)**

Build Transfer Operate(ビルド・トランスファ・オペレート)の略で、民間が資金調達し施設を建設。施設完成後所有権を公共に移転し、運営を事業終了まで同一の民間に委ねる。運営開始直後から所有権が公共にあり、独占的利用が確保される。

---

田辺市新庁舎整備基本計画

平成 30 年8月

---

発行 田辺市

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

TEL 0739-34-3336(直)

URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

編集 総務部 総務課 新庁舎整備室

---



田 辺 市